
平成24年 第6回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

平成24年6月17日 (日曜日)

議事日程 (第2号)

平成24年6月17日 午前9時0分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番	平田 信將	2番	黒木 徳勝
3番	後藤 晴一	4番	平山 賢治
5番	山田 英敏	6番	林 威範
7番	安丸眞一郎	8番	花等 順子
9番	平田 一成	10番	森田 勝典
11番	山内 剛	12番	長野 正明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 今村 敏則

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	佐藤 嘉洋
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	棚町 守俊
税務課長	……………	東 義一	健康福祉課長	……………	大浦 克司
企画財政課長	……………	川原 久明	産業課長	……………	矢野 孝一
建設課長	……………	野瀬 勉	学校教育課長	……………	矢野 壽夫
会計課長	……………	原野 重喜	生涯学習課長	……………	福永 康雄
住民課長	……………	山本 浩	総務秘書係長	……………	高良 朝子
人事法制係長	……………	田中 豊和	財政係長	……………	平田 栄一

開議 午前9時00分

○議長（長野 正明） 皆さん、おはようございます。本日は、若干、時間が過ぎましたけども、先ほど、皆様方も先日の知事のふるさと訪問の放映をごらんになったと思いますけど、非常に大刀洗が住みやすく、また、非常に健康的な町だということがよく理解されたと思います。今後とも大刀洗がよりすばらしい町になるように、引き続き町政並びに議会としても頑張っていきたいと思っております。

それではまた、早朝よりたくさんの方に、本日は傍聴いただきましてありがとうございます。ただいまから平成24年第6回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（長野 正明） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております、10番、森田勝典議員、中央演壇からお願いいたします。再質問については発言席よりお願いします。

10番 森田 勝典議員 質問事項

1. 河川防災について

○議員（10番 森田 勝典） 議席10番の森田勝典でございます。ただいま、議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

まずは、皆様、おはようございます。さて、通告しています質問の内容について御説明申し上げます。

質問の大意は、河川の防災についてということでございます。内容につきましては、小石原川の河床に大量に堆積する土砂や樹木は水の流れを阻害し、はんらんの要因とも考えられるが、対策については、町当局はどういうことを考えとるかということは今から質問いたします。よろしくをお願いいたします。

ことしはいよいよ梅雨本番の季節となってきました。きのう、おとといと、幸い、いい雨が降りまして、農家の方々はほっとされたことだろうと思っております。近年、日本国内でも地球規模の異常気象の影響か、各地で思いもかけない集中豪雨や突風、竜巻、さらにはひょうというようなことで大きな被害が多発しております。

そこで、今でも町民の多くの方の記憶の底にとどめていらっしゃる大水害の件ですが、これは私がちょうど小学校3年ぐらいだったと思います。昭和28年6月26日、筑後川の堤防が、旧

朝倉町の田中の浜、田中浜です。決壊し、我が町の床島や高食地区はもとより、町内各地に大災害が発生しております。これ参考までに調べたことを申し上げますと、筑後川の流域で被災者が54万人、死者が142人も出ております。住民が必死に守ってきた美田も一瞬にして荒廃してしまいました。当時の昭和28年の損害額で450億円とも言われております。大変な被害でございました。

これは別格といたしまして、つい最近では、2年前の平成22年7月14日、これも数日来的大雨で、小石原川の堤防の左岸です。左岸から、今にも増水した濁流ははんらんするおそれがあると、町に緊張が走り、被災予想地域に避難勧告が発令されたのを今でも鮮明に覚えております。幸い、町内に洪水の被害が出なかったことは何よりだと安堵いたしました。この件が、県土整備事務所を突き動かしたのかどうかはわかりませんが、昨年度に小石原川流域の朝倉市上浦地区、下浦地区の護岸強化工事や河床の堆積土砂の浚渫等の改修が確かに行われている現場は、今まで私も散歩の途中でもございますが、見てきております。

しかし、これから下流の下浦堰から大刀洗町の流域はほとんど改修事業が行われているのが現状です。特に、今回問題にしておりますのは、本郷頭首工、これは本郷、東本郷の井堰と栄田の道才との間にある堰でございます。本郷頭首工のゲートの真下です。直下は、大量の砂礫や土砂の堆積物と、竹林やアシ、ヨシ、さらには柳の木が繁茂して、増水時には水量の停留が起り、大変危険な状態をつくり出す要因とならないか、大変危惧しておる次第でございます。もうこれは通常、今、渇水期のときは水が流れているのは川幅の4分の1程度のところをちょろちょろと流れている程度です。もしこのような状態で、大雨が降り、堤防から濁流があふれたり、さらには決壊すれば、本郷校区や大堰校区等の広範囲で大きな被害が出るんじゃないかと予想されます。このほか以外にも御存じのとおり、目北橋まで下ると川幅が極端に狭く、大丈夫かと心配する箇所もあります。昭和28年の水害の痛ましい記憶を決して忘れないようにしてください。洪水の原因は大量の降雨による天災であっても、何も事前に対策をしていなければ、もはやこれは人災と責められても反論の余地はないのではありませんか。ぜひ、町当局におかれましても、早急に関係省庁と緊密に協議され、一刻も早く、土砂、樹木を取り除いていただき、洪水のリスクをなくすことこそ行政の責務と思われませんが、いかがでございましょうか。

確かに、小石原川の管理者は流域の首長ではありません。首長ですね。首長ではありません。旧栄田橋を境として、上流は福岡県、下流は国土交通省と明確に区分されているため、交渉には大変な労力と時間がかかるとは承知していますが、地域住民の安心、安全のため、全力を傾注していただき、この問題の解決を強く求めるものであります。

私の質問は以上でございます。御答弁、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、森田議員の質問に対して答弁をいたします。

初めに、小石原川は筑後川水系の支川で、筑後川本川から栄田橋上流50メートル付近までが国土交通省の直轄河川でございます。それより上流は県営河川となっております。また、小石原川は平成22年7月14日に左岸側の避難勧告を行った経緯もございます。

そこで、本郷頭首工から下流の栄田橋付近までの区間につきましては、県営河川の区間となっておりますので、5月に河川管理者であります福岡県久留米県土整備事務所へ、土砂堆積のしゅんせつ及び竹や樹木などの伐採を陳情いたしております。

また、今後の河川防災の対策としましては、国営河川につきましては筑後川河川事務所へ、また、県営河川につきましては福岡県久留米県土整備事務所へ河川管理者に対する陳情を行っていく所存でございます。

森田議員御指摘のように、小石原川の甘木の管轄になります。朝倉県土整備事務所、ここがやっている部分は結構立派に整備しています。今、申しましたように、それから下の国土省が管轄している間、これが久留米県土整備事務所ですけど、ここがいつも何か地元からいろいろ要望されるように、ちょっと問題があるといいますか、いつもいつも何かお願いしてといいますか、陳情しておるところですけれども、また、さらに強く要望をしていきたいと思っておるところであります。

14日、先日の木曜日ですけれども、筑後川河川工事事務所との協議がありまして、これ年に2回、所長以下幹部の方が大刀洗町にお見えになって協議をするようになっていっているんですけども、そこで、下流のほうについては、国土交通省は結構やっただいております。要望も出しましたけど、そちらのほうは国交省でやっている分については、ちゃんとやってくれるので、あんまり言わなくてもいいと思うんですけども、この国交省から上の分、久留米県土事務所がやっている分については、もっともっと強く要望していくつもりでおります。

それから、もともと小石原川については、普段、水を使わないときのといいますか、水量が非常に少ないときがあります。これは非常に問題で、結局、小石原川ダムをつくるのは、いつもある程度の量を流すために、不特定流量というのを確保するためというのが大きな目的になっているんです。私はいつも就任したときから言っているんですけども、もともと安川のところにあります女男石頭首工というのがあるんですけど、これは筑後大堰ができる前からあそこで水を取っているんです。ですから、筑後大堰ができたから、下から水とればいいじゃないかと言うんですけど、それがやっぱりなかなか難しいんです。もうなかなか一たんやり出したことを変えるというのは難しいようなんですけれども、そうするともっと河川的环境も変わると思うんです。だから、今言われているような、本当、土砂が堆積しているようなことも、もっと量を多く流せばそういうことはなくなると思うんですけども、小石原ダムができれば、ある程度解決されるのではな

いかと思いますけれども、とにかく今の時点では、久留米土木のほうにもっと強く要求していく
というか、そういうつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） 町長の答弁が終わりました。再質問があればどうぞ。森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 先ほど、今、町長の御答弁の中で、国交省と協議なされたという
ことですが、担当課長さん、何かわかることが、もう少し詳しいことがわかったら、ひ
とつよろしく願いします。

○議長（長野 正明） 野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 森田議員の御質問にお答えいたします。

詳しい内容ですが、先ほど町長が申しましたとおり、県土事務所、久留米県土事務所に対して
は、陳情書をつくって、写真まで添付して陳情を重ねております。それで、先日、再度、県土事
務所の河川課のほうに電話をいたしました。本気でやってくれと、できるだけ出水期前にやっ
てくれという陳情をしております。この、これもいろいろ予算の準備がありまして、落水後に竹
林の伐採と土砂が本当に、本郷頭首工の下流側、土砂が堆積します。その部分のしゅんせつを行
うという返事をいただいております。

それと、先ほど、国交省の件です。栄田橋から筑後川本川までの直轄区間、国交省の管轄です
が、この分も、前回、町長が申し上げましたとおり、直接の会談がございました。その後、また、
片ノ瀬出張事務所の所長とお会いして、まだ堆積物があるということで、強くまた陳情しており
ます。そしたら、答弁が、今、栄田部分についての右岸側、右岸側は暫定的にフトンかごをやっ
ておるそうでございます。百数十メートルです。現地へ行かれるとわかると思いますが、洪水時
期の今までの洪水で崩壊しておりますので、その分を暫定的にフトンかごを百数メートルやっ
ております。それが崩壊したら、今度は完全なコンクリートブロックでやっていくということを返
事をいただいております。

その下流側、その下流側についても、目北橋までが、まだ相当堆積がございまして。その分もあ
わせて浚渫をお願いするという陳情をしております。その返事は、もう横断図等もとっておるそ
うでございます。それで、予算がつき次第、順次やっていきますからちゅう返事をいただい
ております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） どうも課長、ありがとうございました。私もここで申したように、
非常に困難な交渉と時間がかかるとは当然思っておりますけど、もし交渉に何らかの形でも、地
元の議員でもよければ同行をさせていただきますので、遠慮なくどうぞ申し伝えてください。よ
ろしく願いします。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（長野 正明） これで森田議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、11番、山内剛議員、中央演壇からお願いいたします。再質問については発言席よりお願いします。山内議員。

11番 山内 剛議員 質問事項

1. 公道上を歩行者又は車両等が通行する際に障害となっている民地よりのはみ出し立木等の取扱いについて

○議員（11番 山内 剛） 皆さん、おはようございます。11番の山内剛でございます。ただいまより私の質問をさせていただきます。私は、きょうはちょっとシンプルなんですけど、非常に今後の課題としては大事な問題ではなかろうかと考えておるような質問でございます。

質問は、まず、事項といたしまして、公道上、要するに国道とか県道とか町道とか、要するに私道でないやつを含めて公道と申し上げますけど、公道上を歩行者または車両等が通行する際に、非常に障害となっている民地もございましょうし、また、公の建物もございましょうけど、その枝等が出てきて、困っていると。通称、はみ出し立木等の取り扱いについてちゅうことで質問させていただくわけでございます。

皆様も御承知かと思えますけど、先月からその前ぐらいから、全国に交通の事故がございました。これも一つは、直接の原因じゃございませんけど、やはり子供たちがやっぱり常にやられておるといのは、これは運転する方の問題ももちろんございますけど、やはり歩道が非常に潤幅に幅員がございましていいんですけど、狭い歩道を子供たちが歩くと、支障があると、やっぱりそれよけて歩道をはみ出して歩くとか、非常にそういう傾向が日本全国もうものすごくあるわけでございます。それも少しからぬ原因もあるのではなかろうかというようなことを含めまして、きょうは質問させていただくわけでございます。

まず、町道等、町道等といいますのは、町道もございましょうし、認定がない町有地もございまして。町有地も通行が可能な一応道路じゃありますけど、そういうことで町道等というようなことで私は申し上げるわけでございます。これにつきましての、このはみ出しの立木等、もちろん立木等でございますから何でもあります。竹もございまして。いろいろ含めての表現でございますけど、今、町としては、こういうやつが越境してから出てきとる場合には、どういうふうな対策を今とってあるのか。また、今後、こういうことに対しまして、有効な対策を考える必要があるんじゃないかちゅうことが、私の一つのきょうは指摘でございます。

それから、これはもう一つは、今度は国・県道とございますけど、私、書いておりますけど、大刀洗町には国道が確かに500号と322号とございますけど、これは名称は国道でございま

すけれども、大体、300号以降は基本的にはもう国が全部管理して、いろいろやるわけがございますから、もう大刀洗には実質国が管理する道路は通ってないちゅうことで、あえてもう県道についてはどのような措置をとってあるのか。県道は、やはり管理者が県でございますから、町で勝手にはできない。恐らく町から県のほうの管理者のほうに、こうですよちゅうようなルートをとって処置をとってあると思いますけれども、それにつきまして、お答えをお願いしたいと。この中で、まず、一般的なことを申し上げておきますと、この立木等は、越境して、例えばこれが道路の面としますと、越境してきたやつについては、隣の家立木が、枝が境界線を越えてきたと、歩道とか道路に。これは簡単に切るわけにはいかない。これは民法第233条の1項でもうたつてあるわけなんですけど、まずは、所有者に対して、枝を切ってくださいよという申し入れをすることはできますよちゅうのが、この民法でうたつてあるわけでございます。それから、ちょっと違うのが、根っこです。下から根が生えてきて、歩道とか道路に出てきた場合は、これは切除、いわゆるバサッと切ってもいいですよちゅうようなことをうたっているわけ。民法、これは233条の2項でございますけど、いいですよちゅうようなことをうたつてあります。

ところが、今までの裁判の事例とか判例をいろいろ総合的に勘案すると、それもんなら、例えばさっきの下から根っこが出てから、スカッと切つていいかという、これも非常に問題があるわけでございます。それは、民法はそうなんですけど、裁判でいろいろな結審が出ております。まずは、枝の越境につきましては、その枝が、枝とか葉っぱとか落ちてくるのが具体的に通行される方とかに被害がこうむつてあるのか。または、こうむるおそれがある場合に限りということが裁判のときはよく言われておるわけでございます。それから、根っこも、根が出てきたやつも、法律的には勝手に切つていいですよになつとるけど、まずは、所有者に対し、立木を別に植えかえてもらえませんか、ここに出ない範囲内で敷地内に植えてくださいちゅうようなことの申し入れをするのが、まずは順当ではないかというようなことをうたつておるわけでございます。私の今、判例は、隣同士の裁判の事例を読ませていただいたんですけど、そういうことで、必ず法律はそういうことになっておりますけども、非常に簡単にはできないということもうたつてあるわけでございます。

要は、しかし、きょうの場合は、隣と民と民との関係じゃなくて、私が最初申し上げましたように、民と公のことできょうは質問させていただいたわけでございます。そこら辺をよく理解していただいて、御返答をお願いしたいと思います。

私なりの考え、それから、今までした調査、いろいろ調査もございますけど、それはまた、いろいろなよき方法が御返答いただければ、また、それに付随して、私が申し上げるというようなことで、あとは第1回目の質問の後で、また質問させていただいて、第1回目は一応これで終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） 1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、山内議員の質問にお答えをいたします。

大体、答えも言っていたみたいですが、民と民でも、民と公でも、多分同じような扱いだと思うんです。

まず、1点目の町道等についての措置と今後の対策について答弁いたします。

民地よりのはみ出し立木についてでございますが、この立木は個人の財産であり、所有者が管理することとなっております。また、所有者の意思なく、他人がこの立木に何らかの手を加えることは、民法により違法となります。町道等において、立木のはみ出しの連絡があった場合は、交通に支障を及ぼしているか、現地を確認の上、所有者へ適正に管理するよう連絡、または文書通知をしているところでございます。

今後の対策といたしましては、所有者が自己の財産を適正に管理していただくようお願いをしていきたいと考えております。

次に、2点目の国・県道についての措置について答弁いたします。

国・県道についての措置としまして、大刀洗町における国・県道の管理者は、福岡県久留米県土整備事務所となっております。国・県道について、立木のはみ出しの連絡があった場合は、現地確認の上、写真を添付し、福岡県久留米県土整備事務所へ陳情をいたしております。

今、この辺が、このくらいが答弁なんですけど、まず、指摘のような点はたくさんあるんです。ですから、まず、町道などに対しては、年に2回、町内で一斉に行っております環境整備のときに、地元で対応してもらうのが一番いいのではないかなと思うんです。みんなでやっているときに、ここは邪魔だから切ろうということで切ってもらえば、それで裁判ざたになるようなことはないと思いますけど、町がやった場合は、ちょっと危ないので、できればそういう地元で対応していただいたほうが現実的かなと思っているところであります。

十文字の交差点のところにも、県道にはみ出したところがあるんですけど、マキの木が。あれ幾ら言ったって、県はしきらんとですよ。本当歯がゆいんですけど、何とか県道、国道のほうは勝手にやるわけにいきませんので、ある程度仕方がないと思うんですけども、町道などについては、何とか地元で対応していただければと思ってるところであります。

以上です。

○議長（長野 正明） 答弁が終わりました。再質問があればどうぞ。山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 町道のほうは、また後でちょっと申し上げるとしまして、今、今のような答弁の内容でないともうできないかというような感じは持つわけです。それで、私はこの前、県のほうに聞きました。あなたたちはどういうふうな、町道もいっぱいあるけど県道もいっぱいあるんですよと、あんたたちはどういう対応をしておるかというようなことで尋ねました

ら、そのときよく答えてくれました。まず、永住者、いわゆる住んでおられる方の家におきましては、市町村、または住民から苦情の連絡が必ずあると。あった場合は、まず電話連絡をいたします、その家に。そして、こういうふうですから、苦情があつてありますから、伐採をしてくださいよと。しかし、それでして、ある程度期間を置いて、期間を置いて、それでもできない場合は、次に今度は文書を出す。文書を出して、文書をもってお願いにいくちゅうことをしています。それでんなら、効力がありますかちゅうと、それで、やっぱ電話連絡だけよりも、やっぱ文書を出してお願いにいくとほうが、やっぱ伐採はやっぱしていただくちゅう、やっぱ人は、わざわざ来られて、やっぱ自分のとが危ないなということになると、やっぱ切っていただくちゅうようなことを返答いただきました。なら、それはそれでいいとしまして、ならこれは、だれもない場合は、どんなしよう。大体、家屋に住んでいない方とが結構あるわけです。それはどういうふう処置をしてあるかちゅうたら、それは管理人か親戚を探すと。親戚を、もちろん自分たちでわからんときは、市町村にお願いもしてあるんでしょうけど、管理人か親戚へ連絡をしていますというようなことです。して、やっぱそれも口頭で言って、できないときは文書で出す。それなら、今度は、次はまるっきり不明なときはどんなするですか、私が県のほうに尋ねましたら、それは非常に困りますけども、やはりどなたか、やっぱどなたかは、親戚とか、親戚に近い方がおらっしゃるということですから、連絡はもう全くとれないちゅうのは、もうまれに、まれにちゅうのも、ほとんどないちゅうような返事でございました。

向こうが一つ答えたのは、今、先ほど答弁でもございましたように、切ってもいいですよということ結構あるらしいんです。切ってもいいですよ。ただ、私の家はもう年も老いましたし、そういう機械もない。切る道具も持っていません。もちろん人に頼むお金もございませんというようなことで、私はできませんよちゅうのが県道の場合は非常に市町村を通じてか、直接でも多いということなんです。ですから、そのときは、ならどうしますかというようなことで、私、また、踏み込んで尋ねましたら、そのときは、やはり先ほど出ましたように、地元で年に2回ぐらい環境整備、通称私たちは道路愛護とか申し上げておりますけど、環境整備のときに、地元で何とか切ってくださいよち、本人は了解してありますからちゅうようなことで、今のところは伐採をしてもらうようお願いをしておるということでございます。

ですから、県道にしる、町道にしる、要するに、原因とやる方法は一緒ですから、やっぱ今後、今後はやはり電話というよりも、うちの場合は近いんですから、直接行ってお願いする。できないときは、文書でもやる。やっぱ文書をやると非常に効力があるというようなことも伺っております。

そして、かなりやっぱ町道に関してもそうなんでしょうけども、自分でやっぱ切れないという方が多数、たくさんいらっしゃいますから、やはり今度は、そうなってくると、私たち地元、

地域もそういうやっぱ受け皿と申しますか、気持ちを持っていかなければならない。私も常々から申し上げておりますように、これに限らず、地域でできることは地域でやるんだと。どうしてもできないことを行政に頼むんだちゅうのが、もう今からの基本的なスタンスでございますから、やっぱそれをぴしっとした、何か、ぴしっとしながらも、余り圧力をかけたような方法は、住人にまたかえって反感を持たれることもございますから、何かそういう方法を考えてもらうことはできないでございましょうか。そこら辺、ちょっと1点お尋ねしたいと思いますけど。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えします。

担当課、建設課なんですけども、こちらのほうに、なるべく早目に対応するように指示をいたします。

○議長（長野 正明） 山内議員。

○議員（11番 山内 剛） それでは、重複するかもしれませんが、やはりあくまでも財産は個人の財産でございますから、やはり法律はあるとはいえども、やはり個人の住民の方々の意思尊重は守りながら、また、いろいろなことも含めて、総合的に考えながら、やはりやり方の方法をやっぱぴしっとした流れをつくってやったほうがいいんじゃないかというのが私の考えです。こちらの場合はいくつというやり方、こちらの場合はいくつというやり方じゃなくて、ですから、そこら辺、また、町長も今、担当課にも言うてから、ちゃんとするというところでございますから、ぜひお願いをいたしまして、私の質問を終わらせてもらいます。どうもありがとうございます。

○議長（長野 正明） これで、山内議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、7番、安丸眞一郎議員、中央演壇からお願いします。再質問については、発言席からお願いします。安丸議員。

7番 安丸眞一郎議員 質問事項

1. 飲酒運転撲滅の取組みについて
2. 通学路の安全総点検の結果と今後の取組みについて

○議員（7番 安丸眞一郎） 議席番号7番、安丸眞一郎です。議長の許可を得ましたので、通告のとおり、安全安心の町づくりの観点から、2点について、町の取り組み、考え方について問うものです。

まず1点目は、昨今問題になっております飲酒運転撲滅の取組みについてであります。平成18年8月25日、海の中道大橋で起きました、当時、福岡市職員の男性が飲酒運転によって、家族5人が乗ったワゴン車に追突。そして、その衝撃で橋の欄干を突き破って、博多湾に車ごと転落した事故がありました。その結果、当時4歳、3歳、1歳の幼い子供たちの尊い命が奪われ

たことは皆さんも御記憶のことと存じます。

この痛ましい事故を契機に、飲酒運転撲滅と同時に、道路交通法の改正も含めて、飲酒運転に対する厳罰化の取り組みはなされてきておりますけれども、一時的には事故は減少したものの、今なお、飲酒運転による事故は後を絶ちません。県内でも昨年2月には、粕屋町で2人の高校生が飲酒運転により命を奪われました。そういう中で、最近では、消防署員や学校の先生、あるいは自治体の職員など、飲酒運転撲滅に向けて、先頭に立つべき立場の方々が飲酒運転をしているということが報道されております。皆様も御承知のとおり、福岡市では、5月21日から6月いっぱい自宅外飲酒禁止令なるものが出される始末であります。問題が起きてから対策をするのではなくて、問題を発生させない取り組みというのが重要というふうに考えます。

そこで、大刀洗町における飲酒運転撲滅に向けた啓発活動、とりわけ役場職員に対しての具体的取り組みはどのようになされているものか問うものであります。

次に、通学路の総点検の結果と今後の対応について、町の考え方について問うものであります。

去る4月23日、京都で発生した18歳の少年が運転する軽乗用車が、登校中の児童と、その保護者の列に突っ込み、児童3人が死亡、7名が重軽傷を負うという悲惨な事故。また、4月27日には、千葉県で通学のためバス停でバスを待っていた児童と、その保護者の列に車が突っ込んで、1年生の児童は意識不明の重体、保護者も軽傷を負ったという事故が発生しております。

こういった登校中の事故の多発を受けて、各県の教育委員会では、通学路の緊急総点検を実施しております。

福岡県教育委員会では、去る5月15日に、県内806の小中学校など、通学路の緊急総点検について通知したと報道発表されておりましたが、その総点検の結果はどうだったのか。また、危険箇所に対する町の今後の対応、あるいは考え方について問うものであります。

以上、2点について、1次質問を終わらせていただきます。

なお、2次質問については発言席のほうから行いたいと思います。

○議長（長野 正明） 1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、安丸議員の質問に対し答弁いたします。

始めに、福岡県の飲酒運転事故発生状況について御説明いたします。

平成22年度における事故発生件数は337件で、全国ワースト1位でございました。平成23年度における発生件数は257件でございまして、前年度から80件の大幅減少でございまして、全国ワースト2位という不名誉な状況が続いております。

なお、本町管内における飲酒運転事故発生件数については、平成22年度と平成23年度の両年度とも各1件ずつでございます。

次に、本町における取り組みについて御説明をいたします。

基本的に、町の飲酒運転撲滅活動を中心的に行っているのは大刀洗町交通安全協会でございます。その主な活動としましては、春夏秋、年末の年4回にわたり実施される交通安全県民運動と連動して実施しているセーフティステーションがございます。当協会は、飲酒運転撲滅と子供と高齢者の事故防止を重点目標に掲げておりまして、この活動については、交通安全全般のチラシと景品を停車中のドライバーに直接配布することにより、交通安全に関する啓発を行っているところでございます。また、飲酒の機会が多くなる年末においては、同協会と小郡警察署が共同で、町内の約30軒の酒屋、飲食店を訪問し、飲酒運転撲滅に特化したチラシの配布やポスター掲示を行っているところでございます。

本年も、飲酒運転撲滅を、交通安全活動の最重点目標に位置づけて、関係機関と連携をとりながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、先ほど職員に対する指導はどうかということでございますけれども、これは懲戒処分の指針というのがございまして、この中に、交通違反の場合、交通関係はどうかということを言いますと、大変厳しい処分を明示しておりまして、職員たちは、これをみんな見ておりますから、職員はまさか問題を起こさないだろうというふうに、そんなふうに信じておるところであります。

ちょっと例を申しますと、酒酔い運転で死亡させ、または重篤な傷害を負わせた職員、免職。次に、酒酔い運転で人に傷害を負わせた職員、免職。酒気帯び運転で人を死亡させ、または重篤な傷害を負わせた職員、免職。酒気帯び運転で人に傷害を負わせた職員、免職。飲酒運転をした職員、これは免職と。飲酒運転——酒酔い運転をした職員、免職です。酒気帯び運転をした職員、免職、停職、または減給ということで、大変厳しい処分を示しておりますので、これはもうみんなが承知していることですから、そういうところで、職員についてはないだろうと、そんなふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（長野 正明） それでは、倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、安丸議員の質問の通学路の安全総点検の結果と危険箇所についての今後の対応について答弁いたします。

学校においては、児童生徒の安全確保を図るため、学校保健安全法第27条において、施設設備の安全点検や通学路を含めた学校、日常生活の安全に関する指導について計画を策定し、実施することとされております。

特に、今回の安全確保に係る調査は、京都府、千葉県等での事故の発生を受け、文部科学大臣の緊急メッセージのもとに、全国一斉に通学路の安全確保に関する状況調査を実施したものであります。

まず、その調査の結果についてであります。調査対象校は町のすべての小中学校であり、調査

項目は安全総点検の実施状況と総点検の結果であります。

一つ目の安全総点検の実施状況につきましては、すべての学校において、管理職、教職員、PTA、児童生徒等で実際に歩いたり、チェックリストを活用したり、あるいは見守り隊へ聞き取りをするなどして、5月下旬までに実施を終了しております。

二つ目の総点検の結果につきましては、危険箇所等の問題点があるとの回答がありまして、その内容は、車道と歩道の区別のないところがある。見通しが悪いところがある。道路標示や信号機の必要などところがある。街灯がないところがある。交通量が多いところがあるなどとなっております。

そこで、この結果を受けまして、学校と教育委員会におきましては、次の5点から今後の対応を図ってまいりたいと考えております。

1点目は、従来学校で作成しております安全マップを、今回、問題となった危険箇所等をもとに見直しまして、児童生徒、保護者へ確実に周知し、安全に関する注意を促していくこととあります。

2点目は、保護者や見守り隊等、地域の住民の方々との連携を強化し、危険箇所等を重点的に見守っていただけるようにしていくこと。

3点目は、登下校において、教師が児童生徒とともに、危険箇所等を中心に巡回し、直接、児童生徒へ指導していくこと。

4点目は、中学校におきましては、通学範囲が非常に広いために、より安全な通学路を見直すとともに、関係機関とも連携して、自転車の乗り方等、安全指導をさらに強化すること。

5点目は、問題となる危険箇所等について、昨年度のマニフェストワークショップでの検証結果も踏まえ、各学校においてPTAの協力のもと、具体的な改善箇所等についての要望を取りまとめ、関係機関と連携して、安全確保に努めること。

以上の5点です。

教育委員会といたしましては、これまで述べてきました安全点検や安全体制を整えることは大変重要であると考えておりますが、重要なことは、危険箇所を完全に除去することは不可能でありますので、例えば、小学校1年生における生活科における安全な通学路の学習、高学年の保健における危機回避の学習、その他、特別活動等などを通じ、学校内外での危険予測能力、危機回避能力を身につけることができるよう、安全指導を徹底していくことだというふうに考えております。

以上で、安丸議員の質問にお答えする答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 通学路の安全総点検の結果と今後の取り組みについては、町長にも通告が
あっておりますけども、答弁は。野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 野瀬建設課長。安丸議員のご質問にお答えいたします。建設課が主体になりまして、前期の町長のマニフェストでありますマニフェストワークショップを。（「声が悪い。マイクが聞きづらい」と呼ぶ者あり）

○議長（長野 正明） マイクが聞こえづらいそうですので、別のマイクを使ってください。

○建設課長（野瀬 勉） では、安丸議員の質問に対してお答えいたします。

建設課を主体として、前期の町長のマニフェストにもございます通学路の歩道の設置ということで、ワークショップを開いております。ワークショップについては、平成23年3月に役場の中央公民館で、全町に対して、最初のワークショップを行っております。区長さん、議員さん、希望者等、これはPTAとか見守り隊の方が参加されております。その段階で意見が出ましたが、現地を歩いてくれというのが1点でございました。それと、あと校區別にまたワークショップを開いてくださいということでございました。それと、あと町長さんも参加してくれという意見がございまして、改めて、4校区に分けて、改めて、大堰を平成23年7月3日、本郷を平成23年9月8日、菊池を平成23年9月15日、大刀洗を平成23年10月6日にワークショップを開いております。これにつきましては、構成メンバーとしましては、区長さん、それと見守り隊、それとPTAと学童さんです。を入れまして、それとあと、町長、副町長まで入れまして、各4校区を全部現地を歩いております。その意見を全部集約して、ワークショップのまとめということで、各関係機関に渡しております。区長さんなり、地域コミュニティなりにまとめとして渡しております。

それをまとめたもの、まとめた資料が、本当にばらばらでございました。建設課が行えるものと、公安委員会が行えるもの、それとあと県が行うもの。ばらばらの意見が全部集約された、出てきとるわけなんです、それを全部整理しまして、今度は、ワークショップのまとめと一緒に、総務課の消防、防災、安全係の重松係長と一緒に、防犯灯、区域間を連絡する防犯灯まで含めて、また、4校区で新旧区長さんを集めて会議を行っております。会議がまとめとしてやったものが、大刀洗校区が平成24年5月21日、大堰校区が平成24年5月22日、本郷校区が平成24年5月23日、菊池校区が平成24年5月24日に行っております。このとき、新旧区長さん寄っていただいて、出た意見を前回のワークショップで出た意見を分類別に分けまして、建設課が行えるものについては、校区で、学校区で考えていただいて、優先順位をつけてもらっております。

建設課が行えるものとは何かといいますと、路側帯とか、カーブミラーとか、ガードレールとかでございます。

あと、公安委員会が行うものとしましては何かといいますと、横断歩道とか、信号機とか、とまれとか、そういったもろもろの規制関係です。

同じく、県に要望する県道は結構ございます。町内ございますので、県にも同じような内容の

要望をまとめた分類をして、建設課が行うものについては、優先順位を全部つけていただいております。大体、今年度を入れて3年間で大体路側帯等については、カーブミラー、ガードレールについては、処置をしていきたいというふうに考えております。

あと、公安委員会関係は、交通安全、消防、防災担当者のほうとまた協議を行って、警察と直接要望を取りまとめたものを協議していきたいというふうに思っております。

県に対する要望としましては、それもまた、今取りまとめ中ですが、取りまとめて要望していきたい。

あと、一緒に防犯灯もやっております。防犯灯も、大体、今年度、24年度で完全に仕上げるという形で、路線の再検討なりを、集落間の防犯灯ですけど、行っております。大体、総延長としまして34キロほどございます。その分を再度区長さんのほうに投げかけて、再確認をしたところでございます。防犯灯につきましては、町が行うものですから、7月の中旬に、再度今度は4校区また集まっただいて、細部にわたっての打ち合わせをやる予定でございます。ともかく、34キロを24年度で仕上げるということでございますので、ちょっと急いで話を進めていきたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 答弁が終わりました。再質問があればどうぞ。安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ただいま、町長及び教育長の回答を得たわけなんですけど、まず、1点目の飲酒運転撲滅の取り組みです。町長が職員を信頼されているというのは十分わかったわけなんですけども、ただ、ちょっと気になるのが、日常的な具体的な飲酒運転について、例えば、啓発活動として、事例の紹介したりとか、例えば、公用車を使う、当然、課が、機会もあると、日々あると思うんですけども、そういったときの、特に朝一、出発するときなんかの職員の体調管理、あるいは、週明けなんか、特に飲酒運転、酒気帯びになってないかというところの問題も出てくるかと思うんですけども、ここらあたりは役場にも安全運転管理者、いらっしゃると思うんですけど、そういったところの指導といいますか、日常的な業務の上での公用車に乗るときの飲酒運転撲滅に向けた取り組みというか、そういったところはなされていないのでしょうか。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 安丸議員の質問でございますが、今、質問の前に、ちょっと県の動きを申し上げたいと思います。福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例が県議会議員の提案により制定をされております。本年度4月から施行されておりますが、その中に、県民の責務、そういう中で、例えば飲酒運転で検挙された場合については、違反が初回のときは、アルコール依存症検査を受診するように努めなければならないとか、一定期間内に再度違反すると、受診義務が課されます。そういうふうな内容でございます。また、受診しない場合については、5万円以

下の過料等がうたわれております。

次に、すべての事業所の責務がうたわれております。通勤、通学中に飲酒運転で検挙された場合につきましては、公安委員会から勤務先、通学先に通知をされるようになっておるところでございます。

また、特定事業所の責務についてもうたわれております。一つに、酒類を提供する飲食店の責務がございます。二つ目には、酒類の販売業者の責務、三つ目には、駐車場所有者等の責務等もでございます。

そのほか、1から3の事業者及びタクシー事業者、運転代行業務の責務等もうたわれておりますので、これもあわせて、今後、職員のほうに徹底をしていきたいというふうに思います。

現在のところ、公用車運転手そのものは嘱託で雇っておりますので、職員が公用車に乗る必要等はありません。今後、そういうことを踏まえまして、十分注意を促していきたいとします。

そういう中で、県に、これは県の関係でございますけれども、県の仕事で職員が車を使うことがありますと、これについては運転しようとする者から申告があった場合に、管理監督者が直接面談をして、車に乗る前にチェックするというのを4月から始めておるようでございますので、本町もそういうことを踏まえまして、十分な飲酒運転防止、あるいは酒気帯び等がないように心がけていきたいとしますので、よろしくお願ひしたいとします。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ただいまの総務課長の県の取り組みについてはわかったわけなんですけども、先ほどの私の質問の中でも言いましたように、起きてからの対策ではなくて、やっぱりそういう飲酒運転事故に何にしても、起こさない職場のづくりと、職場づくりといいますか、企業によっては、例えばバス会社あたりは、勤務、指示するときに、上司が対面して、酒気帯びになってないかとか、そういう体調管理も含めて、確認した上でかぎを渡すという、業務命令を下すというような具体的取り組みもありますし、ある企業によっては、かぎを持ち出すときに、アルコールチェッカーでチェックして、そして社用車なり公用車を運転するというふうな企業も、今、こういう飲酒運転撲滅ゼロ化に向けた取り組みとして出てきているわけなんです。

だから、やっぱりそういった日常的なことをしていかないことには、気持ちの中では十分わかります。飲酒運転、やっぱりしないという職場環境づくりというのはもちろん取り組み的にも大事なんですけども、じゃ、具体的にどうやってるかということ聞いたときに、今の御答弁の中では、何もしてないというふうにしかな受けられなかったんです。

だから、今後、やっぱり車を運転する機会の多い、特に建設課とか健康福祉課、いろんな町内を運転して回る職員の方も多数いらっしゃるでしょうし、もちろんその方すべて飲酒をされるということじゃありませんけども、体調管理の上からも、上司である課長なり、係長、そういった

職責の方が運転する方の体調管理を含めて、日々管理するというか、そういうことも必要ではないかなというふうに思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 福岡市あたりで、今のとにかく自宅外で飲まないのを1カ月やるとか、そういうことをやっていますけど、あそこは職員の数も多いし、それから現業の人たちがたくさんいるんです。だから、そういう職場とうちあたりの条件はちょっと違うと思うんです。

ですから、確かに何もしてなくて、問題が起こったら大変だからということはありませんけれども、アルコールを検出するような、何か簡単な検査ぐらいはして乗るような、そういう体制は整えたほうがいいのかなというふうには思っています。今のところは、はっきり言って、信頼しておりますから何もしてませんが、今後はそのような対策をとりたいと、そのように思います。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 今、町長の答弁で十分理解できたわけなんですけども、言いますように、町長が職員を十分信頼されてるということはわかるとしても、やっぱり具体的に起きてからでは遅いわけですから、起きないように職場づくり、環境づくりというのも大事じゃないかなというふうに思っております。

1点目については以上で終わらせていただいて、2点目についてであります。通学路の緊急総点検の結果、今の回答をもって十分わかったわけなんですけども、各校区で、まず町でのワークショップ、そして各校区でのまた新旧区長、あるいは見守り隊、PTAを含めた形でのワークショップの中でいろんな危険箇所が出されたということで、先ほど建設課長の答弁にありましたように、今年度から3年間で、路側帯、カーブミラーについては全面改修していくということが答弁あったかと思っておりますけども、ぜひ危険箇所については、3年間のスパンではありますけども、補正予算でもつけていただく決意で、ぜひ、日々子供たちはその危険箇所を通過して通学しているわけですから、1日でも早く改修をしていただきたいというふうに思っております。

一応、そういうことで答弁を求めます。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。野瀬建設課長。

○建設課長（野瀬 勉） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、建設課が行えるものについては3年間でやっていくということで、一応、町長とも話ができておりますので、そのような方法で、あと場所については、各新旧区長さん寄っていただいて、優先順位をつけていただいております。優先順位の高いものから順次やっていくような形になると思います。

あと、公安委員会については、また、担当、総務課担当と建設課と小郡市の交通課との協議を持ってやりたいと思います。必要な場合には、地元の区長さんたちの連名の嘆願書まで準備する

というところまで話をしております。

それと、あと県についても、同じように要望が出ておりますので、また、区長さんの御協力を
お願いするというふうに考えております。

あと、防犯灯です。防犯灯も、一応、これは集落間です。補助事業で条件がございしますが、
3 4キロに及ぶ防犯灯を行うようにしております。それで、これにつきましても、早々に一応、
また4校区、校区別に回って、実施に向けて、もう今年度完成ですから、完成に向けて進めてい
きたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 今、最後のほうに答弁がありました防犯灯の関係なんですけども、
集落間の事業、補助事業でということかと思えますけど、今年度以降町単独の事業でやるんじや
ないんですか、防犯灯関係は。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えします。

その事業は、22、23、24年、3年間で大体8,000万ぐらいの事業で、県の補助事業
として認められておりました。22年度はやったんですけど、前年度は大震災の影響で、とにか
くもう不要不急のものは予算をつけないということで、ばっさり切られて、前年度は町の単独で
一部やったんですけども、今年度は県会議員にも頑張ってもらって、予算をつけていただき
ましたので、今年度で全部仕上げるということになりました。大体、数でいきますと、大方
500基ぐらいつけるようになります。

以上です。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ただいまの町長の答弁で十分わかりました。ぜひ子供たちの安全な
通学路確保のために、ぜひ御努力をいただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（長野 正明） これで安丸議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） ここで、休憩をいたします。10時20分まで休憩に入ります。

休憩 午前10時07分

.....

再開 午前10時20分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に続き再開いたします。

8番、花等順子議員、中央演壇からお願いします。再質問については発言席よりお願いします。
花等議員。

8番 花等 順子議員 質問事項

1. 食育推進

2. 職員の健康管理とメンタルヘルス

○議員（8番 花等 順子） 皆さん、おはようございます。8番、花等順子です。今回は、食育と職員の心身の健康管理について問うものであります。

私の質問に入ります前に、一言申し上げたいと思います。6月議会の大きな議案は、補正予算に計上されております葬斎場建設です。当然のことながら、今回の一般質問事項として取り上げ、町長と事の是非について語り、議論を深めることが町長としても、議会としても、町民への説明責任だと思うのですが、だれ一人、葬斎場建設について一般質問の通告をいたしておりません。なぜなら、一般質問の通告締め切りは5月30日でした。6月議会の議案書をいただいたのが6月6日の議会運営委員会の日です。恐らく、議員の多くが6月6日に初めて葬斎場建設計画を知ったものと思います。これでは、一般質問の通告に間に合いません。町長、このことに何か意図があったのでしょうか。このようなことがありますと、一般質問の通告締め切りを再検討しなければならぬと思います。

では、質問に入ります。

平成17年6月に国会において食育基本法が成立しましたので、平成18年3月に策定された食育推進計画の中で6月を食育推進月間と定め、毎月19日を「いく」で食育の日としています。自治体においては、6月に食育に関する講演会や食育推進フェアなど、さまざまな取り組みがなされ、食の大切さを訴え、食育への関心、気運を高めています。

しかし、本町では、広報たちあらいにさえ、食育の記事が見当たりません。強いて言えば、図書館だよりのコーナーの推薦図書が「おべんとうの時間1、2」と、「NHK食べてニッコリふるさと給食」と食を意識したものであったのが救いでした。食育については、4年前の平成20年6月議会で一般質問しました折、食育推進主管課を産業課とし、「大刀洗町米消費拡大推進協議会」を「大刀洗町食育推進協議会」と改編し、メンバー構成や規約も改めるとのことでした。実際、7月の総会で、大刀洗町食育推進協議会ができ、健康福祉課、生涯学習課、学校教育課との連携も深まり、担当者は大刀洗町食育推進計画に着手してありました。がその後、行動が見えなくなりました——その動向が見えなくなりました。さきに述べました国が定めた食育推進基本計画では、平成18年度から22年度の5年間で推進計画を策定、実施している自治体を都道府県は100%、市町村では50%としています。平成22年9月現在では、全国の40%の自治体で策定されていますので、22年度中には50%の自治体が策定したと思われま

そこでお尋ねいたします。大刀洗町食育推進協議会の実態と、これからの活動について、どのような取り組みをされるのでしょうか。

2番目に、大刀洗町食育推進計画の策定はされますでしょうか。

次に、学校における食育についてお尋ねいたします。

24年度の学校教育方針の学びの3カ条の中に、「早寝、早起き、食事をともに」が入っているのはとてもよいことだと思います。食事の個食化が進む中で、家族一緒に食事をする大切さをうたわれていることは時代に即したものと思います。学校においては、学校栄養教諭を中心に、食に関する教育は行われているようですが、学校給食の地産地消率や学童農園の充実などにはまだまだ課題があると思いますが、今回は、小中学校における弁当の日の取り組みについてお尋ねいたします。

弁当の日は、竹下先生が実践され、今では全国各地で弁当の日の取り組みがなされていることは喜ばしいことです。一口に弁当の日というのは簡単ですが、いざ実施となると、準備や解決、あるいは乗り越えなければならない課題が多々あると思います。当然、教育委員会ではいろんなことを想定して準備を進められていることと思いますが、弁当の日の取り組みのねらい、その意義、方法、何年生が月に何回とか、そういうのをどのように進められるのかお尋ねいたします。

次に、大きな2番の職員の健康管理とメンタルヘルスについてお尋ねいたします。

機構改革によって保育所の保母さんや学校給食の調理員さんが一般職として庁舎内で働いてあります。保母をしてあった方は、子供が好きで、小さいときから保母になることを目指してピアノの練習をし、保育関係の学校に行って、念願の保母になられたのに、役場の都合で事務職として働かなければならなくなりました。給食調理員さんもしかりです。自治体の、自分の希望でもないのに、職種変更を余儀なくされたことは大変なことです。保母や調理員の仕事と事務の仕事は全く別物です。長く働いているからできるというものではないと思います。職場においては、それぞれに指導があつていることと思いますが、職種を変更された職員への配慮や研修はどのようになされているのでしょうか。また、庁舎内における実質労働の負担がふえ、過労がふえてはいませんか。3月に退職された重松さんの突然の死に驚き、健康管理はどうなっていたらと思うばかりです。6月16日の西日本新聞に心の病で労災を申請する人が過去最多になったと報道されていました。ストレス社会の中で働く私たちには、さまざまなストレスがあります。それを上手に解消することも必要ですが、まずは、ストレスの少ない職場づくりが肝要かと思えます。自分のことだけでなく、思いやりの漂う職場にするには余裕が必要だと思うのですが、今の庁舎内を見ても、余り余裕がないように感じられます。少数精鋭で仕事をしなければならぬ時代ですが、体あつての仕事ですから、健康管理もメンタルヘルスも行き届いた職場でなければなりません。そこで、健康管理とその指導、また、最近とみに多くなりました心の病に対す

るメンタルヘルスのあり方について問います。特効薬はないかもしれませんが、体も心も傷口が小さいうちの治療が大切だと思いますので、答弁を願います。

再質問は発言席からさせていただきます。

○議長（長野 正明） 花等議員の一般質問の冒頭に、通告にない質問がありましたけども、これは非常に町民も関心の高い葬斎事業のことについてですので、私は許可をしましたけども、葬斎事業についての一般質問について、間に合わなかったということは、これは妥当ではありません。これは、初日の13日の一般会計の補正予算の中で提案されておりますので、その中でも審議をいただきました。それで、最終日の20日に議決をいたしますけども、その中でも、一般会計の補正予算の中で提案がされておりますので、十分また審議がされると思いますので、傍聴者の皆様、また、本日、花等議員の発言についても、いささか間違いをされておると。20日に葬斎事業のことについては、十分また審議はされると思いますので、非常に関心のある大事なことでございますので、再度、傍聴においでいただきたいと思います。

それでは、花等議員の一般質問が終わりましたので、答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） ただいま、議長のほうから、葬斎場についての話をさせていただきましたので、私からはあんまり強く言わなくてもいいだろうと思いますけど、花等議員にはっきり申しておきたいのは、一般質問を回避するためにいろいろとった手続やない、そういうことだけはしっかり認識していただきたいと思います。6月8日に全員協議会をして、みんなの意見を聞いています。ですから、それと今後の審議もありますから、そんなあなたから質問されるのが怖くて回避するような、そういうことはしていませんから、誤解しないでください。

それでは、まず、食育についての質問ですが、これからの活動について御説明をいたします。

本協議会に関する予算措置としましては、平成20年度を最後に計上いたしておりません。そのため、平成21年度からは協議会全体としての取り組みはなされておられません。そのことが今協議会の解散を意味するものではなく、食育に関するそれぞれの部署において、独自の食育推進を進めているところでございます。これからの活動としましては、昨年まで開催できておりませんでした本協議会総会を今後は活動報告会の場として、と位置づけて、本年度より開催することといたしました。産業課において、それぞれの活動などを取りまとめ、より充実した食育推進に向け、協議してまいりたいと考えております。

次に、食育推進計画の策定について御説明いたします。

実のところ、食育推進計画については、花等議員も御存じかと思いますが、「たちあらい」の文字の頭文字をとって、「たのしく、地産地消で、安心安全な野菜と、ライスを食べ、命はぐくむ食事をしよう」これが全部上をとりますと、「たちあらい」となるんですが、こういうことで、こういうスローガンで平成21年度から関係課の協力を得、策定中でございます。

今後は、食育に関する組織の連携を深め、これからの食育推進協議会の活動がより実りあるものとなりますよう、また、町民の皆様が食への関心を深めていただけますように、関係課において、所要の見直しを加え、早急に策定できるよう努めてまいりたいと考えております。中国では3000年前から医は食なりという考え方、医食同源と申しますが、そういうことが食養生として伝えられているそうです。やっぱり、口から入れるもの、飲んだり食べたりするものが一番大事なんです。今、大刀洗町では、健康をとにかく保つためにということで、運動をしてもらおうということで、そういうことに力を入れておりますけど、私は、それは運動よりも、むしろ食のほうが大事じゃないかなと、そんなふうに思っています。ですから、何かこれからの機会に、皆さんがより食に関する関心を持っていただけるように、いろいろと運動していきたいと、そんなふうに思っているところであります。

3番目のほうは、教育長から後で答えていただきます。

次に、職員の健康管理とメンタルヘルスについてであります。職種変更を嫌々ながらさせられたとか、そういう話でしたけど、これは県あたりでも幾らでもやっていることです。県立病院なんか幾らでも閉鎖しているんです。そういう人たちが幾らでも変わっているんです。そういう人たちがどうなっているかとちゅうのもちゃんと調査しているんです。前の中山副町長がおったときですけどね。大体、支障なくみんな変更しているんです。だから、それは今のうちの町でいえば、かなり人数が多いので、一番そこ辺がきつとことというのはよくわかっているんです。だから、職種変更した人たちの能力アップをいかにしていくかというのが一番大事だと、そういうふうに考えています。ですから、いろんな対策をとっています。

例えば、ちょっと今書いておりますから、これ読みますけど、平成21年4月からの保育所民営化及び平成23年度の子育て支援センターの嘱託職員化に伴い、3年間で保育現場から一般事務職に異動となる保育士が7名になることから、職種変更実施前の平成21年1月から保育士を対象に、保育士研修を実施してまいりました。この保育士研修は、基本的に毎月第4火曜日の業務終了後に参加者を募って実施し、文書事務や予算、地方公務員制度など、一般事務職として必要な基礎知識の習得を目的として、平成24年3月まで、計23回開催しております。

なお、保育士研修につきましては、平成22年度からの学校給食調理業務の嘱託職員化に伴い、3年間で7名の調理員が一般事務職に職種変更されるため、保育士研修をお仕事カフェに名称を変更した上で、参加者を保育士に限定せず、保育士や調理員のみならず、一般事務職員にまで範囲を広げ、各課・係の仕事内容を職員が講師となって説明する形式に変更し、実施してきたところであります。このほかに、平成22年度からは総務課で実施しております新規採用職員研修に、異動により一般事務職となった保育士、調理師、調理員にも参加してもらい、研修を実施しております。

また、大野城市にあります福岡県市町村職員研修所において開催されております職種変更職員研修、前期、後期あわせて5日間の研修ですが、これにも参加させております。

今後は、福岡県市町村職員研修所などにおける各種研修を活用するとともに、OJTを通して、職員の能力向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、OJTとは、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの略で、職場内で実際の業務を通し、上司、同僚の指導によってスキルアップを図っていく研修スタイルでございます。

そういうことですから、ちゃんといろいろな対策はとってるということです。短時間でいきなり年数を重ねた人たちに一気に並ぶことはなかなか難しいと思いますけど、いろいろこれからも研修を通して、職員のレベルアップに努めてまいりたいと、そんなふうに思っているところであります。

次に、職員の健康管理とメンタルヘルスについてです。労働安全衛生法では、少なくとも年1回の健康診断を職員に対して行わなければならないとされており、本町が加入する福岡県市町村職員共済組合において、構成市町村職員の健康診断について、医療機関と委託契約を締結しており、この契約に基づいて、大刀洗町において年1回の職員健診を実施しているところでございます。

また、この健康診断にあわせて、特定健診、婦人がん検診、歯科検診を行っておりまして、本年度は5月14日と15日の2日間において、既に実施したところでございます。

健康診断の結果につきましては、本人に通知するとともに、保健師による指導を行っております。また、この結果の通知の際に、精密検査が必要な職員に対しましては、医療機関への紹介状を添付し、受診勧奨を行っておりまして、受診したか否かにつきましても、後日確認を行っております。

このほかにも、福岡県市町村職員共済組合の事業でございますが、健康診断において、要精密検査以上の診断結果となった職員のうち、同組合から示された割りつけ人数の範囲内において、選定を行い、ヘルスセミナーへの派遣を行っているところでございます。

次に、3点目のメンタルヘルスの方法について答弁をいたします。

労働安全衛生法では、教育委員会においては、職員の数により、責任、専任義務はありませんが、町長部局におきましては、衛生管理者と産業医、それぞれ1名の専任が義務づけられているところでございます。

議員御指摘のように、住民ニーズの多様化、権限移譲やたび重なる法改正などにより、業務量が増加しておりまして、職員が抱えるストレスも少なくないものと認識しております。このようなことから、職員のメンタルヘルスに対応するため、平成21年11月に大刀洗町職員健康管理委員会の下部組織として、産業医、衛生管理者、総務課長、人事担当係長、保健師で構成する

チーム「ほっとケア」を設置したところでございます。目的としましては、職員間での会話やミーティングを実施することによって、職場の風通しをよくし、個人の考えや悩みを共有し、職員同士がお互いに気を配り、職場の中に相互扶助、慈愛の精神がはぐくまれ、お互いが助け合うことにより、職員個々のストレスを少しでも軽減することでございました。

内容としましては、基本的に毎月1回、課単位でミーティングを行い、内容を記した記録用紙をチーム「ほっとケア」に提出し、チームにおいて記録内容、時間外勤務の状況、年次有給休暇の取得状況を確認し、職員に対して声かけなどの活動を行ってまいったところでございます。

しかしながら、記録の内容から、ミーティングのマナー化や職員の義務感、やらされ感が強くなってきていると感じられるようになり、継続しても今以上の改善は期待できないとの結論に至ったことから、本年3月31日をもって、チーム「ほっとケア」を解散したところでございます。このチーム「ほっとケア」の解散については、決して職員のメンタルヘルスへの対応をやめるということではございません。やはり、職員の変化に気がつくのは身近にいる同僚や上司でありますので、今後は管理職を中心としたラインによるメンタルヘルスケアに重点を置いて検討してまいりたいと考えております。

また、福岡県市町村職員研修所におきましても、メンタルヘルス研修が開催されておりますので、今後も継続的に職員を参加させていきたいと考えております。

しかしながら、職員によっては、知り合いに話づらい悩みを抱えている場合もございますので、福岡県市町村職員共済組合の心の相談ネットワーク事業において、原則無料で実施されております電話相談の周知を行ってまいります。

以上で、花等議員の質問に対する答弁を終わります。残りの分は教育長のほうから答弁をいたします。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、花等議員の質問の小中学校における弁当の日の取り組みについて答弁いたします。

食育に関する指導につきましては、学校給食法第2条及び学習指導要領教育課程編成の方針において、食育推進の目標や各教科等との関連など、その重要性が明確に設定されております。その理由は、学校教育における食育を通して、児童生徒一人一人に対し、食事の大切さ、心身の健康、人間関係の育成、感謝の心等を育成することが期待されているからであります。

このことにつきましては、各学校において、食育に係る全体指導計画を作成し、これまでも実施してまいりました。さらに、大刀洗町教育委員会では、平成22年3月に策定されました第4次総合計画の中で、食育の推進の一つとして、小中学校における弁当の日の実施を掲げ、さらに、昨年度、学力向上推進事業の中で、各小中学校の弁当の日を平成25年度から完全実施する

よう決定し、現在、準備を進めているところであります。

学力向上推進事業に弁当の日を位置づけました理由は、食を通して、家庭や学校で望ましい人間関係を育成していくことが、児童生徒一人一人の学力向上や自立へとつながると期待しているからであります。

そのために、現在、三つのことに取り組んでおります。

一つ目は、弁当の日の啓発です。弁当の日が子供の成長につながる大変価値ある取り組みであることを保護者や教職員へ周知することを目的としています。

そこで、昨年度に引き続き、弁当の日の創始者である竹下和男先生の講演を8月4日に予定しております。ことしはPTA役員の皆さんに加え、町内教職員全員と多くの保護者や地域の方々に御参加いただき、町全体で子供がつくる弁当の日のよさを確認しながら、その基盤をつくりたいと考えております。各議員におかれましても、御出席いただければ大変幸いだと感じております。

二つ目は、各学校へ食に関する研修を広げていくことであります。

そこで、本年度、県の学校給食会の研究指定に応募し、小中一貫した食育の創造という内容で、来年度までの2年間、本郷小学校と大刀洗中学校で共同研究することにいたしました。平成25年度に県全体へ向けた発表会を、2校を会場として、開催する予定にしております。

教育委員会といたしましては、その研究の内容や方法について、継続した指導、助言を行いながら、弁当の日を含めた研究の成果を町全体の学校へと広げていくように考えております。

三つ目は、各学校における弁当の日の実施に向け、具体的な指導、助言を行っております。本年度は試行年度として、すべての学校で実施するようにしていますが、実施に当たり、まず、食中毒発症の確率が少ない秋から冬にかけて行うように計画しております。

小学校では、例えば、低学年は保護者がつくったおかずを入れておにぎりをつくる。中学年はおかず1品を自分でつくる。高学年は家庭科の学習を生かして自分でつくるなどのように、発達段階に応じて実施するように検討しております。中学校では、全学年で秋と冬の2回、弁当の日を実施する予定ですが、1回目につきましては、中一のみ家庭科の授業で弁当づくりのリハーサルを行った後に、実施するように計画しております。

以上のように、平成25年度からの完全実施に向け、現在、準備を進めているところであります。

以上で、花等議員の御質問にお答え、終わります。

○議長（長野 正明） 答弁が終わりました。再質問があればどうぞ。花等議員。

○議員（8番 花等 順子） もう触れずにおこうと思ったんですが、一般質問通告は、小郡議会などは、議案書をもらった後にしているところもあるんです。やっぱ議案の議論を深めるために

は、そういうことも必要ではないかと思っておりますので、今後は検討されたらいかがかと思っております。

それでは、食育推進のことについて再質問をいたします。

食育推進協議会が再稼働と申しますか、されていくということで、食育推進計画も策定の方向の答弁がありました。男女共同参画推進計画、条例もでき、条例と計画ができて、一気に男女参画が進んだ感があります。このように、食育推進も条例はつくることによって、職員もですが、町民もいろんな意識の変更になってくると思っておりますので、ぜひお願いしたいところであります。

お聞きしたいのは、食育推進協議会の構成メンバーはどのように考えてありますでしょうか。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） それでは、花等議員の御質問にお答えいたします。

構成メンバーといたしましては、平成20年から取り組んでおりますうちの食育から、食育推進協議会に名称を変更したそのときのメンバーと同じようなことで考えておまして、委員といたしまして、町議会、農業委員会、それから商工会、農協理事、区長会、そういった方たちの代表と、それから各学校と保育園のそういった方たちの代表、それから健康増進に関係しますそういった推進協議会とかございますから、そういったところの代表の方、それから農業団体の、例えば4Hクラブとか、JAの青年部とか、そういった農業者関係団体の代表の方、それから環境といたしましては、住民課等々のそういった環境に関する代表の方、それからまた婦人会とか、そういった方を、また、委員のメンバーとして抽出して活動していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 食育は、今、答弁にありましたように、非常に多岐にわたっております。これは私、一番最初に食育の質問をしたときに平成18年にいたしましたときに、主管課をどこかに決めてくださいって言ったんですけど、その答弁がありませんで、次に20年にしたときは、安丸町長でした。そのときは、産業課ということをも明言されまして、さすが安丸町長だなと思ったところです。ところが、ちょっと頓挫した嫌いがありますので、ぜひ私も思い出しました。「大刀洗で楽しく、地産地消で云々」ということを協議したことを思い出しましたが、多分50%ぐらいできてると思うんです。そのときとは数字がまた変わっているかもしれませんが、ぜひまたここを検討されまして、条例づくりにも頑張ってもらいたいと思います。

それから、町長おっしゃいましたように、食は命なりで、健康づくりは食と運動ということでやっていかななくてはなりませんので、どうぞ食育、忙しい中で忘れがち、食育を行政がやるっていうのも、本当は家庭の問題だろうとは思いますが、やはり社会的問題になっております。家庭のしつけ、それから食にまで行政が口出さなければならぬような核家族化とか、社会の情勢

がそういうことになっておりますので、行政の指導も大切になってくると思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それから、弁当の日の取り組みですが、これは私が思ってたよりもすごい取り組みだなと、今、教育長の答弁を聞いて感心いたしました。それは、5、6年生を対象なのかなというふうに思っておりましたけれども、小学校においては1年生から6年生まですべてを何らかの形で対象とした、自分でつくる弁当の日を制定するということですので、すごいなと思います。

それと、中学校では、ことし、24年度は秋と冬の2回の実施ということですが、25年度からの完全施行に、完全実施になったときは、どれくらいの頻度で考えてあるんでしょうか。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、花等議員の御質問にお答えいたします。

頻度は何回かということをお尋ねですけれども、ことしやってみて、具体的に問題点がいろいろ上がってくると思います。小学校も中学校も同じようです。したがって、ことしの10月、11月、12月ぐらいで来年度の計画を立てることになると思いますので、一応、実施状況を見まして、その結果、何回にするということ具体的に決めてまいりたいというふうに思っております。これはあくまでも各学校での取り組みですので、教育委員会が何回しなさいというたぐいのものではないというふうに思っております。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 竹下先生の話なんかを聞きますと、大体月1回ほどは実施があっているように思います。少ないからいいというものでもまたないだろう、その積み重ねだと思うんです。だから、できたら月1回ぐらい、最低月1回ぐらいの実施は望ましいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 花等議員の御質問にお答えいたします。

望ましいのは、確かにそうなんですが、あくまでも実施年度が25年度からということで、現在、試行しておりますので、完全に1回やりますよというふうなところまでは、研究が恐らく進まないだろうと、あるいは学校の体制も進まないだろうと思われまますので、順次そのような方向に向けて、検討していくことはいくかと思っておりますけれども、来年、25年度から完全に1回やりますよと、この場で断言することはなかなか難しいというふうに思います。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 子供がつくる弁当の日は、先ほども教育長、るる述べられましたように、いろんな効用があると思います。まず、食の選択がとてできるようなのではないかと思いますので、どうぞいろいろ検討されて、いい方向に向かいますように願っております。

そのためには、先ほど答弁にありましたように、8月の竹下先生の講演会にどれほどの人が来てくださって、共感していただけるかというのが一つの大きなかぎになるのではないかと考えております。

食育に関しては、以上で終わります。

それから、職員の健康管理とメンタルヘルスの件ですが、いろいろ職種を変更された職員に対しては、いろいろ配慮されているのはよくわかりました。やっぱり一番大切っていいですか、職場の環境だと思います。町長の答弁にありましたOJTの活用が一番重要になってくるだろうと思っております。その中で、教えるほうも教えられるほうも、謙虚に受けとめていく必要があると思っております。だけど、なかなか忙しくて、行き届かない面もあるのではないかと思うんです。そこで、不満が出ない職場づくりというのを、OJT出なさいということなんでしょけど、何か考えてありましたらお願いいたします。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） 花等議員の質問にお答えいたします。

今、花等議員が言われますように、職種替えの方が仕事の加重にならないように、業務に関しては、まずは職場内で孤立しないように、やっぱり課員同士が一緒になって教えるというふうな、また、言いやすいような環境を今進めております。

そういう中で、当然ながら、今言いました職場内の意思疎通、情報共有化、これを踏まえて、職種変更の方のスキルアップをまず目指したいというふうに思っております。

今のところ、課長からの報告では、そういう問題もないようでございますので、今後、さらなるそういうことを踏まえて進めていきたいと思っております。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） どうぞ、思いやりのある職場であってほしいと願っております。

それから、健康管理、メンタルヘルスの件ですが、ホットケアが行われていて、これはいい取り組みだと思っておりましたが、やっぱりなかなか功罪あるようで、いいことが負担になるというか、ということもあるんだと、今、答弁を聞きながら思ったんですけども、職場相談といえますか、職場相談の中で、今は町長の答弁では、県の電話相談なんかを推進していくという答弁がありましたけど、第三者を入れて、やっていく方法が必要なのではないかなと感じております。なかなか職場内の人に自分の悩みですとか、そういうことを言いづらいところもあると思いますので、産業医ということもありますけど、大刀洗町の場合、産業医も職員でありますので、何か第三者に面談というか、そういう方法はとれないでしょうか。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） お答えいたします。

町長が申しあげましたように、やはり職員に話しぶらいこともたくさんあるかと思えます。そういうことを踏まえまして、共済組合がいたしております心の相談ネットワーク事業の中で、そういう電話相談もございますということで答弁をさせていただいたところでございます。

一応、もう御承知のように、大刀洗町の産業医は、友清先生でございます。そういうことも含めまして、今後、やっぱしメンタルヘルスに含めては、十分な検討をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） それから、心の病を負ったといえますか、そういう方が復帰する場合、大刀洗の町には時短の、時間短縮の採用はありますでしょうか。勤務時間を短くするというような。

○議長（長野 正明） 棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） お答えいたします。

メンタル関係での復帰については、大きな市あたりですと、そういう短縮とかいろいろございますけれども、大刀洗町の場合は小さな町でございます。現在のところはございません。ただし、復帰して、疲れをかからないようには十分配慮しながら、配置をいたしておるところでございます。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 完全にといえますか、なかなか精神面、体ですと、疲れても一晩眠ると回復するっていうことですが、何か心の病というのは、なかなかそこが難しく、一たん休職すると、なかなか出づらいこともあるかと思えます。そういう中で、徐々にならしていくといえますか、午前中の勤務ですとか、そういうものが取り入れられれば、職場復帰もスムーズになるのではないかと思います。その考えというか、そういうことを取り入れることは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（長野 正明） どなたが答弁されますか。佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 今のところ、御指摘のところはわかるところではございますけれども、今のところ、具体的な問題というところは生じておりません。ないので、いいというわけではないんですけれども、特段、ちょっと今、すぐにということは考えておりません。もし、今後、何か必要が生じてくれば、そういった検討もしていきたいというふうに考えております。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 私のほうからお答えします。

メンタルヘルスで大変難しいんです。実を言うと、民間から比べて、そんなにきつい仕事でもないのに、何でこうなるのかなと不思議でしょうがない。私からすると。だけど、それが起こる

のが現実だから、やっぱりそれに対応しないとしょうがないわけです。やはり、何といても、働きがいのあるというか、そういう環境をつくるのが一番大事じゃないかなというふうに思っております。ですから、評価する方法とか、いろいろやっているんですけど、どんなふうにしたら一番いいのかというのは、まだちょっと手探り状態ですけども、みんなが楽しく働ける、働きがいのあるような、そういう職場にしたいというふうに思って取り組んでいるところであります。

職種変更した人なんか、特に先ほどもいろいろ対策したことはお話ししましたが、私が就任したときからしますと、職員の数も10名以上減っています。本当はもっとどんどん減らしたい。本当は。減らしたいといっても限度があるけど。それは、だけど、今、幾らか遠慮しているのは、そういう職種変更した人が多いから、あんまり厳しいことも言ってないし、そんなに本当人間も極端に減らしてはいけないなというふうに思って取り組んでいるところです。

先日、先日といいますか、先ほど始まる前に、テレビを見ていただきましたけど、県知事が来ていただきましたけど、やはりそれなりに福岡県内の中でも大刀洗町は頑張っているところだという、そういう評価で来てもらっています。筑後地区では初めてでしたから、みんな結構職員も頑張っておりますから、今後もみんなが頑張れるような、そういう体制をとっていきたいと、そのように思っています。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 職場変更された職員の方も、本当にひとり立ちして、頑張っている方がたくさんいらっしゃいます。それは本当感心いたしております。やっぱり、それはいい環境、いい職場環境があつてからこそだろうと思います。ことしはまた大量に帰ってきてありますので、どうぞ配慮を願いたいと思います。

それから、メンタルヘルスの関係になると思いますが、休むこと、休める職場というのは、あるいはいい職場なのかなと。休みたくても休めないといいますが、休みづらいといいますが、そういう空気がない職場というのも、またあんまりよくない職場だろうと思いますので、休めというわけではありませんけれども、そういう体制が整っているっていくのは、大刀洗町の職場は、ある意味いい職場なのか、職場であろうというふうに評価はいたしております。

労働安全委員会が本当に機能すべきなのかなと思いますけど、先ほどの答弁聞いておきますと、やり過ぎても職員の反発があるかということですので、どうぞいい意味で労働安全委員会が機能すればいいと思います。何か対策というか、ありますでしょうか。

○議長（長野 正明） どなたが答弁をされますか。棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） お答えいたします。一応、大刀洗町の中に、職員健康管理要綱、あるいは先ほど言われました職員安全衛生管理規定がございますので、それを遵守しながら、やはり

職員の健康を阻害しないような形で、十分いろんな保健師、あるいは各課長含めて、今後、メンタル的なものも含めまして、進めていきたいというふうに思っております。

最終的には、やはり自分の健康は自分で守ることが原則でございますので、それも一応、健康管理要綱の中にも明文化しております。あと、職員でできることは十分支えてあげて、そこを守っていただければというふうに思っておるところでございます。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） るる申し上げましたけれども、時短の研究ですとか、大刀洗町の職場が生きがいのある仕事のしやすい人間関係のできた職場であることを願って、質問を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） これで花等議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、2番、黒木徳勝議員、中央演壇からお願いします。再質問については発言席からお願いします。

2番 黒木 徳勝議員 質問事項

1. 水防対策について
2. 道路のクロスマークについて

○議員（2番 黒木 徳勝） 皆さん、おはようございます。2番の黒木徳勝です。きょうは2点について質問をしたいと思います。

まず1点目は、水防対策についてです。近年、集中豪雨が多く、その対策としてどのような対策を地域住民の方に周知徹底されているかということに、まず1点をお願いしたいと思います。

今、きのうから梅雨にして雨が降っておりますけれども、ちょうど筑後川ですね、本川、本川につきましては大体50ミリから100ミリ降りますと、筑後川が大体50センチぐらい増水するというところでございますけれども、支川の、結局大刀洗川沿いやら、結局小石原沿いですね、そういうふうな5川、5支川があるわけです。その上流は小石原ダム、江川ダムですね。そこら辺が降ると、それはもう100ミリ降れば急流で非常に危険だというようなことは皆さんも承知です。それで一番に問題点になるのは、本川については、やはりきょう森田議員が申しましたように、昭和28年の大水害につきましては、これは当時の被害状況からいろいろ森田議員が報告いたしましたので、それは省略いたします。

それでちょうど昭和28年から現在に至るとちょうど60年経過したんだというふうに思います。河川床は当時から見ますと約2.5メートルから3メートル下がっているというような状況です。それで年に結局大分、その地域の上流が降りますと、約300ミリ程度降りますと、ちょうど筑後川の片ノ瀬橋ですね、その町民グラウンドがちょうど上がるというのが現状です。年

にちょうど一、二回上がります。それでちょうど平成22年の7月の13、14日に約150ミリ、160ミリ降って、約2日間で300ミリ降ったと。そのときはちょうど江川ダムもちょうど満水状態であったというふうに聞いております。

そういう中で、本川については、今筑後川の河川敷でちょうど筑後川洪水ハザードマップという大刀洗版があります。これにつきましては、各住民に配布されておりますけれども、実際このような300ミリ降っても、今の現状では、まず本川は私の考えとしては逆流ですね、本川が切れるということはないと思います。

で、今、逆流する場合は、一、二回ありますよね。これにつきましては、結局高島のほうから筑後川満杯になります。そうすると、小石原川から全部入ってくるけれども、本川は満杯ですので、じわっと逆流してから、ちょうど上がる場合については大堰の西原の農業集落排水センターですね、あそこの道路がちょうど30センチか40センチぐらい冠水するわけです。もしちょうどこれから地盤が、ちょうど2メートル50から3メートル下がっておらないなら、当然やはり300ミリぐらい降った場合については、西原辺も冠水するというような状況です。

そういう中で私が一番心配しておるのは、結局支川ですね。ちょうど言うなら東のほうからまず佐田川があります。そして二又川、小石原川、そして陣屋川ですね、そして大刀洗川と、この5川の支川があるわけです。この5川の支川のうちに、ちょうど江川と結局小石原ですね、その雨量を結局19年度から23年度の5カ年間の平均を見ますと、6月が大体440ミリ程度と、7月が550ミリ程度と、8月が245ミリというように、5カ年間の平均がそういうことになっておるわけです。それで7月に非常に集中しておるわけです。

そういう中で、22年の7月中旬に江川・寺内ダムは満水の状態の中で、結局13日と14日に、2日間で約360ミリの雨が降ったわけです。それで甘木市さんについても、市以来の避難勧告を出したと。ちょうど夫婦石のところでは、やはり家の浸水状態であったとなるわけですね。

うちの場合については、栄田橋の下ですね。そこがもうあと何センチかで結局オーバーフローするというふうな状況の中で、避難勧告が町としては出された。それで栄田地区の人たちは初めてでしたので、避難勧告の広報車が回ったというようなことでしたので、さあ、避難しようかというような方について、やっぱ奥さんも、そんならごはん炊いてから行こうかと、もう避難勧告する場合、ごはん炊く暇なかわけですね。そこら辺の周知ですかね、やはり区長さんを通じてどのようにされたかと、今後どのようにしたいかというようなことをまず、これは小石原だけじゃありません、ほかのことも含めて、一応河川別に説明を申し上げたいと思います。

まず東からですね、佐田川がまず満杯になります。右岸の場合が、右岸が決壊するおそれが多くあるわけですね。これにつきましては、高食から千原から鳥飼の一部が非常に危険にさらされると思います。

左岸のほうは、まず中堤がありますので、まず旧四ヶ所町長の前の中堤がありますので、決壊してもあそこである程度食い止めるのではなかろうかと思えます。

そして、今度は二又川ですね。二又川につきましては、ほとんど大堰小学校の横の河川改修ができておりますので、自然増水ということになります。しかし、今度は小石原川がやはり昨年のような雨量が降りますと、やはりちょうど中央から今川に行く栄田の町道ですね、あれから上が切れれば、結局道才から栄田がしまえと。

今度は目北橋からあの区間が切れれば、今度は菅野がしまえというようなことになるわけです。

また右岸のほうは結局中畑から本郷さ行く道路が、中堤がありますので、若干切れても、そこである程度被害が受け止めるんじゃないかなろうかというふうに推測いたします。

その次は陣屋川ですね。陣屋川につきましては、どちらにしろあの増水をして非常に足元、小学校の南側ですね、あそこ辺の井堰も改修されておりますけれども、やはり自然増水して、やはり民家に入ると。やはりそこは早く、やはり広報車を出して危険を知らせるというようなことが妥当だと思います。

今度は、大刀洗川につきましては、非常に今、昨年は雨が降った場合、原地蔵のほうから多くたまるわけですね。で、原地蔵につきましては、三面側溝したところで子供が入って、ちょうど助かりましたけれども、やはり水路と道路の区別がわからわけですね。その水が全部大刀洗川に来ます。やっぱり大刀洗川が今心配していることは、大刀洗川公園の中に、やはり非常に公園を整備をしてもらっております。そういう中において、増水したときは、やはり警告灯か何か、水が多くなった場合は危険を知らせるというような警告灯の設置をぜひお願いをしたいと思います。

そういうことで大体菊池校区につきましては、この増水につきましては水田の冠水するというようなことで、人的被害はないかと思えますけれども、昔よりも非常に冠水する面積がふえておるといふような状況でございます。

それを乗り越しまして、今度はずっと高樋になりますけれども、高樋地区も大体水田が冠水すると。今度は下高橋からあそこになりますと、やはりナフコができましたので冠水する地域はなくなったわけですね。それで非常にナフコから下高橋に行く堤防ですね、そこは非常に私は左岸側の、結局鶴木のほう、また上高橋、今村ですね、その堤防の強化が必要ではなかろうかと思えます。

これにつきましては、大刀洗川の改修がまだできておりませんので、我々は要望はしておりますけれども早急にはできないと思えますので、そこら辺のやはり氾濫した水をどうするかというようなことで、地域住民の方に何らかの指導をしていただきたいと思います。そこら辺のことを、まず第1回質問したいと思います。まず、支川のこの5河川の指導ですかね、そういうふうな避難した

場合についてはどうするかと。

もしこの本川のこの筑後川洪水マップを見ますと、どこに逃げるかというようなことは支川の場合は書いてないわけですね。この本川で行くと、本川のとおりしますと、考えようでは大堰小学校やらそっちに逃げると、結局言うなら栄田の人たちは結局逆に避難するところに行くというようなことになりますので、考えれば、やはり上のほうの上中州か、また栄田橋を渡って、本郷上流に行くかというような方向というものを、明確に一応指導をしていただきたいということが主体でございます。

それと水防計画書の中に、結局江川・寺内ですね、そういうダムが放流する場合について、地域住民の区長さんなり、または町長さんなり三役については電話するというふうな指示がなされております。それで私も役場において知りませんでしたけれども、栄田の区長さんは抜けておるわけですね。これについては、ちょっと今後一応ことしからどうされるかわかりませんが、一番危険な場所は栄田地区ではなかろうかと思えます。ここ数年ですね。そこら辺についての回答をお願いをしたいと思います。まず第1点目は、それで終わりたいと思えます。

2点目の、道路のクロス等のことでございますけども、クロスマークですね。これにつきまして、町内の町道、県道、農道等がありますけれども、横断する場合、またTの字道路につきましては、クロスマーク等が非常に消えておると。私、ほとんど24区を全部回っておりませんが、半分近く回ってありましたら、一番肝心なところの危険箇所がほとんど消えておる状態があるようでございます。そこら辺について、一応建設課としては、順次回って、巡回して回っておられるかと思えますけれども、そこら辺について本当に、なぜかという、非常に建設課が小学校と中学校の通学道路の一応20年の6月から22年の9月までの事故発生場所ですね、それを一応マップの地図上ですね、全部、そして今度は地域で今建設課長が申しましたように、23年度、PTAからまた区長さん方を通じて協議をしたというようなことをお聞きをいたしました。

そういう中で件数といたしまして、非常に大堰地区は、その事故件数が大体6カ所と、本郷地区が11カ所と、大刀洗地区が18カ所と、菊池校区が31カ所と、合計66カ所ですね、全町でその期間にあったというようなことです。それを見ますと、大体国道、県道が多数を占めておるようでございます。その中に、通学道路でないところで事故があつておるわけです。それについて、ちょっときょうは質問の相手の、町長と申しておりましたけれども、通学道路以外のところで事故があつている、それは帰るときですね。そこについて、ちょっと申しわけありませんけれども、教育長さんか課長に答弁をしていただきたいということは、通学路以外で行き帰りしておるわけですね、子供が。そういう場合の指導をどうされておるかというようなことが1点と、やはりそうした場合、事故があつた場合、その後の対応はどのように区長さん方なり、父兄なり、

子供等に指導されておるかもちょっとつけ加えて、よければ質問させていただきたいと思います。

そういうことで、私たちが運転しておる場合、前方を見るわけですね。すると、やはりここは交差点があろうと通常気づきます。その場合、やはり見過ごして、交差点の場合、Tの字が主要線では書かれておるわけですね。50メートルから見ますと、ここには交差点があるんだというように目がぴしゃっとします。すると、やはり自動的に車を減速するわけですね。何にもない場合について、やはりここは何もなかばいのうというようなことで真っすぐ行きます。やはりそこに、はらっとする場合がありますね。

やはりこういうふうなちょっとしたことでありますけれども、やはり交差点なりTの字、町道と農道ですね、まあ町道なら町道と、そういうところについては、ぜひこのようなクロスマーク等の、そして路側線というんですかね、そういうものをぜひ、計画的には回答では重複するかと思いますけれども、3年間で建設課長が全部行いますよというふうな回答をいただきましたので、その中でダブるかと思えますけれども、やはりこの3年間でそういうふうな横断道路のないところのクロスマークやらTの字の危険箇所については、やはり路側帯の注意なり、そのような安全で運転され、また我々も危険を起こさないような、やはり危険箇所については十分されるというようなことを聞きましたので安心をしますけれども、再度そこ辺のことをお願いしたいと思います。

以上で、第1回目の質問といたします。

○議長（長野 正明） 1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、黒木議員の質問にお答えをいたします。まず水防対策についてであります。

本町では、災害対策基本法に基づき、昨年6月に国県の行政機関、消防、警察、自衛隊などの防災機関及び町の幹部職員が参加する大刀洗町防災会議を開催しており、この中で大刀洗町水防計画書や避難勧告などの判断・伝達マニュアルに関する審議を行うなど、防災全般の協議を行っているところでございます。大雨、洪水、台風などの自然災害については、通常、地域防災計画及び水防計画書に基づき、組織、連絡体制を整え、情報の収集、提供、避難場所の確保及び通信の確保を図っているところでございまして、緊急な連絡が必要な場合については、区長及び民生委員へ電話連絡を行うとともに、住民の皆様には消防ポンプ車や広報車により周知を行っているところでございます。

また平成19年度には、国土交通省筑後川河川事務所の協力を得ながら、筑後川の氾濫に伴う被害を想定し、浸水想定区域や避難場所などを表示した筑後川洪水ハザードマップを作成しており、町内全戸に配布済みでございます。

しかしながら、近年は全国各地で1時間100ミリを超える集中豪雨が発生しているところで

ございます。町としましては、そうしたことを踏まえ、今後新たに筑後川、小石原川など洪水ハザードマップを作成しまして、全戸配布により平常時から風水害の危険性について、住民に周知徹底を行ってまいりたいと考えております。

なお、平成23年9月には、国土交通省九州地方整備局と大刀洗町における大規模な災害時の応援に関する協定書を締結しておりまして、大規模災害が発生した場合について、国土交通省九州地方整備局の応援を得ながら、被害の拡大や二次災害の防止に努めたいと考えております。

次に、水害における避難勧告などの判断について御説明いたします。筑後川河川事務所が設置している水位観測所の水位や、町が町内の河川を巡視して得た水位などの情報や、気象台の降雨水量、降雨予測などを考慮しながら、平成22年6月に策定した避難勧告判断伝達マニュアルに規定する水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位の4段階の水位情報に照らし合わせて災害警戒本部の中で総合的に検討し、避難勧告などの発令の必要性を判断することになります。

また、高齢者や障がい者などの特に避難活動に時間を要する方につきましては、早目の避難を促すため、避難勧告発令の前段として避難準備情報を提供することとしております。

なお、黒木議員も御承知のとおり、平成22年7月の大雨により、小石原川の水位が氾濫危険水位に達したため、避難勧告判断伝達マニュアルに基づきまして、町として初めての避難勧告を発令したところでございます。

次に、避難勧告など発令した場合の対象住民への伝達方法について御説明いたします。

本町における主な伝達方法としましては、1つ目は関係する担当課からそれぞれ行う、区長、民生委員、校区センターなど関係機関への電話連絡、2つ目は町の広報車、消防車による広報、3つ目はテレビ・ラジオなどメディアへの情報提供、またそれらの機関が行う報道を通じての周知、4つ目はドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話会社と緊急速報メールの協定書を締結しておりまして、町がこれらの携帯電話に送信する緊急速報メール、以上4つの方法がございます。今後ともこれらの伝達ツールを中心に住民への周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

避難所の開設、運営につきましては、地域防災計画において指定された避難所に町職員を配置することにより、住民の受け入れ体制整備や避難所への避難者数の確認を行うようになっておりまして、災害警戒本部と情報交換を行いながら、避難者へ災害情報の随時提供を行うこととしております。

なお、避難時間が長期化する場合については、町が備蓄しております非常食料品を倉庫より搬入し、避難所で提供することとしております。

また災害の状況次第では、必要に応じて指定避難所だけではなく、臨機応変により安全な避難所の確保にも努めてまいりたいと考えております。

避難誘導につきましては、災害弱者であります要援護者を支援できるよう、災害時要援護者支援プランに基づき、災害要援護者支援台帳を整備しているところでございます。この支援台帳整備は、町と社会福祉協議会を核としながら、各小地域協議会の協力のもと進めているところでございます。実際に避難が必要な場合においては、この支援台帳を活用していただき、自主防災会議や隣近所の協力など地域ぐるみの共助により、迅速な誘導を行っていただきたいと思いますと考えております。

なお、県におきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域防災計画について平成19年度以来の大幅な見直しが行われているところでございます。このことを踏まえ、本町においても、大刀洗町地域防災計画の見直しを行うことにしております。その中で地震対策も避難マニュアルについても、あわせて策定する予定にしているところでございます。

黒木議員から、より具体的に本川ではなくて筑後川の支川の、5つの支川ごとの避難計画はどうなっておるんだというその質問がございましたけど、はっきり言って、小石原川左岸については、22年度に避難勧告を出したように、すぐ可能性はあるだろうということで、そちらのほうはいろいろと具体的に、あの辺の地域をどのようにして避難していただくかと今検討しておるところですけども、ほかのところは、まだできておりません。

それで指摘がありましたように、昭和28年の大水害以来、もう60年ぐらいたっておるわけですが、その後、28年以降、大きな被害を受けておりませんので、住民の皆さんも多分もう水害は大丈夫だろうというふうに思っておられる可能性があるんですね。ですけれども、雨の降り方がものすごく変わってきております。昔は時間雨量100ミリなんていう、そういう雨はなかったんですけど、そういうのが最近は頻繁に起きておりますから、決して安心することはできないと、そんなふうに思っています。

ただ本川の筑後川においては、28年当時と違って、松原下釜ダムができ、それから小石原、それから寺内ダムとかね、ダムが上のほうにできておりますから。例えばあのくらいの28年ぐらいの雨が降っても多分大丈夫だろうと思うんです。ただし、想定外といいますか、災害が起きたらそのまま言われて、原子力発電所じゃないですけども。

例えば川の場合は、多分筑後川の本川でも50年に1回ぐらいの大雨に対しては持つようにいろいろ整備をされておるけど、極端なことを言って、千年に一度の大雨が降った場合はどうかという、それはわからんとですよ。どう壊れるかは。ですから、絶対安全と、絶対安心ということはないわけですから。そこら辺は甘く見るわけにはいかないと思いますけど、とりあえずは、その支川について、5つありますけど、まず一番危険度の高い小石原川左岸について、今いろいろと検討しております。

それで、前回出した時、避難勧告を出したのは、たまたま昼間の時間でしたけれども、これが

夜中になったらどうなるかとかね、そこら辺のそのあれもあるんですね。出しさえすれば、それは行政の責任は一応回避されるでしょうけども、それで本当にいいのかどうかということ。夜中に逃げて、かえって危ないとかそういうこともあり得るわけですから、その辺の避難勧告を出す出し方というのは非常に難しいなと思っているところでもあります。

実は、本川の筑後川が切れたときのハザードマップといいですか、水がどの辺までつかるといようなのが出ているんですけど、小石原川が切れたときのハザードマップはまだ公表されておられません。つい先日の14日に、河川事務所と協議をしたときに、その分だけを公表できなくてもいいから、とにかく内部資料として出してほしいということで、一応了解を得ておりますので、その辺で今検討をしていきたいというふうに思っておるところです。いよいよ出水期に来ておりますから、何とか被害を最小限に食いとめるような方法で頑張っていきたいと。消防団なんかもしっかり取り組んでもらってますので、そういうことでいきたいというふうに思っております。

次に、道路のクロスマークについてであります。

道路面に表示する文字や記号は、道路法及び道路交通法の規定に基づいた道路標識、区画線及び道路標示に関する法令で定められております。交差点を示すクロスマークにつきましては、この法令に規定されておきませんが、事故の多発による地元の交通安全に対する要望により、警察関係部署と本庁が協議し、設けられたものと思われます。昨年度7月を皮切りに、各小学校区で実施しましたマニフェストワークショップのまとめとして、本年5月に全区長に集まっていたいただき、路側帯などの設置の協議を行っております。この際にクロスマーク等については、再度警察関係部署と協議することとしておりますので、この結果を踏まえて設置していきたいと考えております。

次に、パトロールなどについてでございますが、定期的なパトロールではなく、職員が町内に出た際に、舗装の陥没や道路側溝の破損など道路施設に異常が見つかり次第、現地を確認し、補修工事の計画実施を行うようにしております。区長さんを初め、町民の皆様からも情報提供をいただいております、御協力に大変感謝いたしております。限られた人員で、細部にわたる道路施設の異常の把握は難しいため、町民の皆様には今後とも御協力をお願いしたいと考えております。

以上で、黒木議員の質問にお答えしたところです。これで第1回のほう、終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） 通告外でありますけども、通学路以外の、通学路として使われている道路と、またその通学路以外での事故についてどう考えてあるかということの質問もありましたけども、わかりましたら答弁をお願いしたいと思います。矢野教育課長。

○学校教育課長（矢野 壽夫） 黒木議員の質問の内容でございますけれども、小中学校の事故の

発生件数、それと通学路以外での事故の状況、これについては、事前に通告がありませんでしたので調べていないところですが、小学校においては、各小学校が安全指導計画を毎年つくっています。そのときに、4月なり5月にPTA等と協議をしながら、通学路の決定をしているところですが。

その中で、安全点検も十分行っていますけれども、その結果として、例えば子供さんたちが通学路以外で事故があったという報告については、うちのほうは現在私がおる限りでは受けていません。ただし、実際どこで事故があってどういう内容であったかについては、学校から教育委員会に届けが来ておりますけれども、それが一つ一つ通学路であったかどうかという確認までちょっと教育委員会ではすべてをしていませんので、今後については、そういう今議員の状況を踏まえたところで、そういうやつについては、事故がどこであって、どういう事故であったかについては、詳細に今後については文書どおり提出をさせたいと思っておりますけれども、現時点では電話で通告があって、どの程度のけがだった、どういう状況だったという報告を受けていますので、今後整理をしていきたいと思っております。

ただし、登下校中の事故については、基本的には日本スポーツセンターの保険にかかっていますので、その中で対応していますけれども、交通事故の場合は加害者といえますか、そちらのほうでの対応になりますけれども、そういう状況であります。

学校は、子供の登下校の安全については、先ほど教育長が安丸議員の答弁の中で説明をいたしましたように、日常生活における安全な指導については、各学校で年間計画を定めた上でやっているところです。今後事故がないように、学校教育委員会が連携しながら、それと地域と連携しながら事故がないように今後とも取り組みをやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（長野 正明） 1回目の答弁が終わりました。再質問があれば、どうぞ。黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは、再質問を申し上げたいと思います。

今町長が、まず支川等については今後町自体でマップをつくるというようなことの答弁でございました。それで、一つお願いしたいことは、やはり直接——直接じゃなくて、今お聞きいたしますと、課長を通じて、電話なり広報なりテレビやらというようなことでございますけれども、やはりその前の事前的に、やはりマップをつくって、結局重要なところの危険箇所ですね、それについて、やはり直接課長が行って、行くというのは区長さんですね——を呼んで、隣組長までぐらいやはり区長の権限として、区長はどう思うか知りませんが、やはり区長としてちょっと一、二聞いたところによると、やはり隣組長まで集まってやっぱ聞いたかというわけですね。どういうふう避難したらいいかと。

今、非常に人間的な避難もありますけれども、やはり非常に農作業をする機械ですね、機械が

非常に高いわけですね。それで言うなら、もう汎用コンバインちゅうとちょっと共同でおると1,000万と。個人でトラクターしておるとは380万から400万、50万ですね。そやけ、やはりそういう、保険には共同の場合はかたっておるようでございますけれども、個人の場合はかたっておらないというのが現状ではなかろうかと思えます。

それでやはり早目にわかれば、避難すれば、地域にも1メートルか2メートルか高い場所があるわけですね。そういうところにちょっとそういう機械は運んで、避難してもいいだろうというようなこともあるようでございますし。この前の22年度の、結局7月の避難でされた場合については、栄田地区も避難したとはえらいばさりおるじゃろうかと思えよつたら、3人か4人だったというようなことも聞いております。そこら辺のやはり伝達方法にもう少しやはり直接、やはり区長なりと会って、やはり話して指導をしていただきたい。それはやはり電話じゃちょっとやっぱわからない場合があるわけですね。と、区長の考え方と行政の考え方が一致しておれば結構ですけれども、そこら辺について、ちょっと再度回答願いたいと思えます。担当課長でも結構です。

一つは、教育長さんについて、質問は教育課長が申しましたけれども、やはり年に1遍か2遍、結局地域懇談会があるわけですね。それで区長なり民生委員なり、議員も入って、PTAの役員、または子供さんもおる中で、いろんな懇談会をする中において、どうするこうするというようなことでいろいろ論議するわけでございますけれども、その中でやはり通学路の問題の指導がやはりぴしっと子供さんに行きわたっておるかというようなことを私、思うわけですね。子供ではありません、中学生ですから。それがちょっとした接触事故ならいいですけども、やっぱ大きい事故があるわけですね。そういう場合については、やはりだれが責任者って、本人が通学路以外を通っておるのが悪いかと思えますけれども、やはりそこら辺までの指導は徹底して、それからみ出すところは、えらい遠回りしていたところで事故があっておるわけですね。そこら辺も何らかの指導を徹底していただきたいというようなことも考えております。そこら辺の回答をもうちょっと課長か教育長にお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、黒木議員の質問にお答えをいたします。

当面ですね、小石原川左岸の対象地域については、区長さんたちに集まっていたいただいて協議をするように今準備をしております。それで、農業機械まではちょっと気がつきませんでしたけれども、何せさっきも言ったように、避難勧告を出す場合というのは大変難しいので、その辺の検討をもっとしていきたいと思っています。

それで避難勧告を出すときは、筑後川の河川事務所から所長から直接ホットラインがあります

もんね。で、もうここ危険なところに来ておりますから、そちらで判断をしてくださいということですけど、もう避難勧告を出せということでもんね。

それで私は一つね、いつも協議をするときに、筑後川の事務所に申し上げるんですけども、この江川ダムがその利水ダム、要は農水系でつくったダムなんですね。いっぱい水をためて農業用水に使うというか、そういうダムですから。

ですけどね、洪水調節能力の全くないというのはおかしいような気がするんですね。で、22年の7月に避難勧告を出しましたが、その前の年ももうきわどいところまで来とったんです。で、筑後川の本川を見たら水位が低かったからね、ああ、これなら大丈夫と思ったんですね。それでも避難勧告までいかなかったんですが、江川ダムが放水するときに、筑後川の本川の水位とか全く考慮しとらんとですね。土地改良区の役員でしょうが、ちっとそこら辺ば言うてください。もうちょっとね、何かもうちょっと頭を使ってできんのかという。今はしかも、あれでしょう、天気予報もゲリラ豪雨をメッシュで何か予測するというか、そんなところまで来ているそうですから、何かもっとできるんじゃないかと思うんですけど、何せ小石原ダムができないと安心できないような状況です。

農業機械のところまではちょっと気がつきませんでしたけれども、なるべく早くその正式な避難勧告を出す前に、注意とかそういうことで対応してもらおうような、何ていいますか、お知らせとか考えていきたいと思っております。

○議長（長野 正明） もう一方の教育委員会に対する通告以外の質問でありますから、答弁ができなければできないで結構でございます。答弁できればお願いします。矢野教育課長。

○学校教育課長（矢野 壽夫） 特に中学生については、通学路以外に出かけるパターンがかなりありますね。それはどういうことかといいますと、例えば部活動の友だちの家に遊びに行ったりとか、諸々自転車で動いてますので、そういう部分はたしかにあると思われれます。

そういうことで今年度も5月ぐらいに警察を呼んで、実際自転車に乗って生徒への指導を行っていますので、今後はそういう事故がないように、先ほど教育長も若干言いましたけれども、子供たちが事故から逃れるような意識の向上を踏まえて、含めて、今後安全指導を学校なり教育委員会が連携しながらやっていきたいと思っておりますので、そういうことで答弁を終わらせていただきます。

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは再度質問したいと思います。

○議長（長野 正明） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは、今の町長が申しましたように、そういうふうな想定外というようなこともありますので、やはり地域住民も甘木、朝倉市も非常にやはり去年おととしの大洪水ちゅうんですかね、それを基本に、やはり江川地区も、言うなら小石原ダムをつくらなけ

れば、ことしも大体満杯の状態であるわけですね、ダムは。それでもう降ったしこ全部流すわけですね。小石原ダムがあれば、ある程度調整ができるかと思えますけれども。これについては今後の陳情を用意して、ダムの早期着工というんですかね、それを目指したいというふうに両筑も考えておりますので、そこら辺の町長の陳情等の協力もお願いしたいと思えます。

そういうことでぜひそういうふうに地域のやはり区長さんを通じて、直接話していただきたいと考えています。答弁は結構です。

それと、教育長さんと課長が申しましたように、非常にやはり事故は今ひどいわけですね。それでやはりそこら辺の御指導をよろしく、懇談会等の中でお願いをしたいと思えます。答弁は要りません、どうもありがとうございました。これで終わります。

○議長（長野 正明） これで黒木議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 午後1時まで休憩といたします。1時より再開いたします。

休憩 午前11時48分

.....

再開 午後1時00分

○議長（長野 正明） 休憩前に続き、再開いたします。

6番、林威範議員、中央演壇からお願いします。再質問については発言席からお願いします。

6番 林 威範議員 質問事項

1. 予算編成、補助金、委託金の在り方について

2. 空き家バンク、解体補助など今後の住宅への取り組みについて

○議員（6番 林 威範） 皆様こんにちは。6番、林威範でございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。本日は質問の一覧表にありますように、大きく2点について質問いたします。1つは予算編成、補助金、委託金の在り方について、もう一つは、今後の住宅への取り組み、特に空き家への対策について質問をいたします。

まず予算編成、補助金、委託金の在り方についての質問ですが、総務省が発表いたしました地方自治体の2010年度決算を対象とした財政悪化度の判定結果によりますと、破たん懸念のある財政健全化団体は、全国で6市町村となっております。また破たん状態の財政再生団体は北海道の夕張市ということになっております。

夕張市では、破たんすることでものすごく有名になりましたが、破たんしたことによって、住民の皆様には住民税などの税金の大幅増、市役所職員の半減による十分なサービスが受けられなくなったこと、小中学校の統廃合などにより、遠くの小学生では1時間以上かけて登校しないといけなくなったようなこととか、文化施設が閉鎖されたり、病院の大幅な縮小などがあってまし

て、住民の生活を直撃するようなことになっております。

このような夕張市の破たん、または昨今ではユーロ圏、ポルトガルやイタリア、ギリシャ、スペインといったようなユーロ圏の国々の国家財政の厳しい状況の報道も市民の財政の関心を一層高めているものと思われま。

日本としても各自治体としても、少子高齢化の進展に伴う財政需要の増加と今後の税収の見込み、さらに株価の低迷、円高、デフレといった先行きの不透明さ、このような中で将来の財政負担にも配慮しながら、財源を必要なところに効率よく配分し、市民の満足する行政サービスを提供することが今の行政には求められております。これまでのように景気の波を期待した、ある意味で他力本願の財政運営はもはやできない厳しい状況が続いております。

大刀洗町では、安丸町長による行財政改革が進み、黒字決算が続いておりますが、歳入の多くを国や県に依存している我が町としては、安心できるというような状態ではないというふうに私自身は考えております。

また、国から受ける交付金、補助金の多くは、国債発行による将来世代への負担の先送りとなっております。我々の世代で悪循環を断ち切り、負担を先送りしない制度、システムの構築、さらに行動が必要となってきます。

大刀洗町の過去5年の当初予算を見ますと、予算は概ね75億から80億円となっております。そのうち委託金は大体3億円から4億円、負担金補助金及び交付金は6億円から7億円で推移しています。補助金・委託金は効果的に活用することで地域の活性化や産業振興などに有効な手段となりますが、以前から給付が既得権化する一方、見直しが難しいことや、給付による具体的な効果が見えにくいことや補助金の使い切り、費用の無駄遣いというような問題点も指摘されております。財源を必要なところに効率よく配分し、市民の満足行く行政サービスを提供するには、補助金の見直し、予算編成の公開といった透明性を高めることが重要だと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか、一つ答弁をお願いいたします。

次に、今後の住宅の取り組みについて、特に空き家への対策について質問をいたします。午前中の山内議員の質問ともちよつと関係がありますが、現在日本全国の空き家の数は増加傾向にあります。2008年の空き家の数、日本全国で757万戸、空き家の率は13.1%という算出が出ております。これは5年に1度の総務省の住宅土地統計調査によるものですが、2003年度のときは空き家率は12.2%でしたので、5年間で0.9%上昇しています。

次の調査は、さらに5年後の2013年となりますが、2005年から人口が減少を始めていること、また2008年に制定された長期有料住宅普及促進法に伴う住宅の長寿命化などから、今後空き家率はさらに増加していくと予想されています。空き家の増加による具体的な影響として、国交省が実施した各市町村へのアンケートでは、風景・景観の悪化、防災や防犯の機能低下、

ごみなどの不法投棄の誘発、火災発生の誘発、不審者の侵入、放火の危険性などが挙げられています。

マンションのような集合住宅では、空き家が1件できたとしても、そんなにすぐには問題になりませんが、我が町では特に一戸建てが多いものですので、1軒が空き家になって老朽化していくだけで、このような問題がマンションが多いような都市の自治体よりも問題が大きくなっていくのではないかとこのように考えております。空き家がしっかりと管理され、売買、賃貸借など循環されればいいのですが、売買や賃貸借できるような状態でなかったり、整備数、資金不足などを理由に放置される住宅も今後ふえていくと考えられます。

本来であれば、所有者が管理するというのが当然のことだと思いますが、現在のような経済の状況ではなかなか所有者管理というだけでの理論では済まないような状況になっているというふうに思います。町としても今すぐに大問題というわけではないと思いますが、今後、例えば植え木の問題だったり、空き地の問題だったり、放置されている家の問題であったりというのが起こってくる可能性がありますので、問題が上がってきからの対応というよりも、先に、具体的に行動するというよりも先にどのような考えをお持ちなのか、この場を借りて答弁を求めたいと思います。

以上、予算編成補助金、委託金の在り方について、空き家ですね、今後の住宅についての取り組みについて、答弁をお願いいたします。

以上、最初の質問を終わります。

○議長（長野 正明） 1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、林議員の質問に答弁をいたします。

まず最初の予算編成、補助金、委託金の在り方についてであります。本町の国勢調査人口については、平成17年の1万5,400人をピークに、平成22年の同調査人口において、1万5,284人と減少しており、現在の少子高齢社会においては、今後も減少の方向で進むことが想定されております。

本町の平成24年度当初予算についてですが、私が町長に就任した平成20年度と比較しますと、7.4%増加しているところでございます。

なお、林議員は御承知と存じますが、地方自治体の財政指数の一つに、標準財政規模というものがございます。これは地方自治体が1会計年度で合理的かつ妥当な水準において行政を行うために必要な一般財源の規模を示した額でありまして、種々の基本的な財政指数や財政健全化指標の分母となる重要な数値でございます。この標準財政規模について、本町の状況を説明いたしますと、数値が確定している直近年度である平成23年度におきまして、対平成20年度比で6%増加しているところでございます。本町は、平成16年6月の住民投票後において、行財政改革

の推進により町単独補助金の一律15%カットや、普通建設事業費をはじめ、旅費、消耗品費、食料費など細部にわたって削減、見直しを行ってまいりました。具体的には負担金・補助及び交付金について、最初予算と比較してみますと、平成20年度に12億6,000万円余計上しておりましたが、平成23年度は7億2,000万円余の計上にとどまっており、5億4,000万円余減少しております。

委託料については、平成18年6月に大刀洗町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定し、物品の借り入れや保守点検業務、施設の管理運営、役務の提供などにおいて、従来は単年度であった契約期間を5カ年以内とすることができるよう制度を改めました。これにより、庁舎を含む各施設の保守点検業務などの契約額を低く抑えることができるようになってきております。

また、起債残高について説明いたしますと、一般会計では平成19年度末で約60億1,000万円の残高がございましたが、平成23年度末で約48億1,000万円の残高となり、12億円減少させております。下水道特別会計でも同じ時点の比較で約71億6,000万円の残高を62億3,000万円の残高とし、9億3,000万円減らしております。林議員がおっしゃるとおり、今後の日本経済が右肩上がりに転じることは考えにくい状況ではございますが、予算を削減するという事は本町の住民サービスの低下を招いてしまうというか、そういうことも考えられますので、なるべくその辺のことは最小限にとどめておかなければならないのではないかと考えているところであります。現段階において、委託料や補助金などについてこれ以上の見直しは必要ないのではないかとというふうに考えております。

次に、予算編成の公開についてでございます。例年3月の定例議会におきまして、予算特別委員会により当初予算の審議を行っていただいておりますが、平成21年度からはこれを一般に公開し、町民の方々が自由に傍聴できるよう、議会のほうで改められました。各課からの予算要求を公開し、町民の意見を募り、予算案への反映を検討するという一連の作業は住民参加を促進する意味で好ましいことであると考えております。

しかしながら、執行部において、予算案の編成作業に着手する9月、10月の段階での公表については、まだ国や県の方針などに不透明な部分があることから、原則的には困難であると思われれます。そういうことでございますので、今後の課題としていきたいと思っております。

先ほど夕張市のお話とかございましたが、夕張市が何であんなに悪くなったかということは、結局は人口が減少してしまったことですね。もともと10万以上おった人口が1万数千人になってしまった。そして、しかもその執行体制は人口が多いときのまんまで推移してしまったから大きな赤字を出すようになったということですね、やはり人口が減るといのは大変厳しいものがあります。ですから、今のところ大刀洗町でも3つの柱として、人口をなるべく減らしたくな

いというそういうことで子育てとか教育に力を入れるということで取り上げているところでございます。

それから、先ほどもちょっと説明しましたが、予算委員会は公開しているんですから、どなたが来てもらっても結構なんですね。広げておりますから、だれでも見に来てもらって構いませんので、そのために協議会室を広げておりますから。

この間、全員協議会をしたときにも、傍聴の方がお見えになっておりましたが。というのは、議長の許可があればだれでも入れるということでございますから、今後ともそういうときにはなるべく住民の方に傍聴に来ていただければと思います。

それから、補助金等のカットですけれども、確かに無駄なものはもう削るのが当然だと思います。ですけれども、役場はここが経済主体でもあるわけですから、ここで何でもかんでも削ればいいというものでもないわけですね。で、実を言いますと、給食、調理なんかも私が就任したときは、これはすぐ民営化するべきだと思ってました。そうすれば安くつくのはもう当たり前のことでした。ですけれども、働いている人たちは大刀洗町内の方が多いんです。ですから、今の形で囑託でなるべくやっていくというか、そういう形にしました。ですから、確かに無駄なものは削らないかんけれども、やっぱ何でもかんでも削ればいいというものではないというかね、そういうことを認識していただければと思います。

それから、公開の何でも今とにかく町長交際費から何からすべて公開していますからね。隠しているようなことは何もないです。ですからね、事業仕分けもまた今年度やりますけど、そういうときも町民の方に来ていただいて、どういうふうはこの予算を使っているか、そういうことをみんなが知っていただければ、より理解が深まるのではないかなと、そんなふうには思っているところであります。

次に、空き家バンク、解体補助などについてであります。

まず空き家バンクについてですが、これは空き家などの売却を希望する所有者に物件登録をしていただき、田舎暮らしを希望する人などに情報を提供して空き家の活用と定住促進を図ろうとするものでございます。近隣の自治体では、八女市、柳川市、みやま市などで実施されているところでございます。

まず大刀洗町の状況について御説明いたしますと、平成20年度の住宅土地統計調査によりますと、本町の空き家率は6.1%でございます。これは県内市町村で最も低い数値となっております。実際のところ、これまで役場のほうに、空き家の売買に関する問い合わせはなく、町としましては、町内の空き家件数と空き家に対するニーズのいずれについても少ないのではないかと考えているところでございます。したがって、御質問の空き家バンク制度について、町として特段の取り組みは今のところ考えておりません。

しかしながら、空き家を活用した別の取り組みとして、町内空き家への体験移住や、町の小さな企業塾における空き家活用などの事業を昨年度実施しており、大変御好評いただいているところでございます。まずはこれら2件の空き家について、短期滞在や研修会場などとしての使用をPRし、田舎の古民家滞在を町外の方々に体験していただき、移住先としての大刀洗町に関心を持ってもらえるよう働きかけていきたいと考えております。

次に、空き家の解体補助についてですが、これは老朽化して危険度の高い建物の除去費用の一部を助成する制度でございます。近隣の自治体では、大牟田市、久留米市、大川市で導入されております。ここ3年のうちに、役場のほうに老朽危険家屋に対する苦情が3件ほど寄せられておりますが、あくまで個人の財産に関することですので、現時点においては、従来どおり所有者自身による解体を原則とするべきではないかと考えております。しかしながら、今後の老朽危険家屋の増加状況次第では、必要に応じて何らかの対応を検討しなければならない時期が来るだろうというふうに思っております。

2年か3年前に本郷の飛龍酒造さん、酒屋さんが大変危険な状態でありまして、老朽家屋で、小学生はその下を通らないようにしてですね、歩道がありますけど、で、買ってくれないかという話がありましたけど、いろいろ検討しましたが、今のところ町としてその必要性が少ないということでお断りをしました。今のところ、さっきも申しましたように、そう大した問題は今のところ出ておりません。今後については、だんだんふえてくるかもしれませんが、そういう時期になったら検討していかなければならないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 答弁が終わりました。再質問があればどうぞ。林議員。

○議員（6番 林 威範） まず一番最初の予算の補助金等に関するところの答弁に関してですが、やっぱり少子高齢化が進んで、これからどんどん行政の負担がふえていって、予算も膨らむ傾向にあるというのは、私も重々承知をしておるつもりです。で、何でも削れって言ってるつもりでもないんですね。

今回の補正予算で葬儀場の建設がありましたように、やっぱり予算というのは、今までだったら右肩上がりだったら何でもかんでも行政が引き受けてやっているところを、選択して集中して取り組んでいかないといけないような、自治体もそんな時代に来ていますので、そういう面で一律カットというよりも、選んで集中して、ここはやるけどここは全体的に今後の町を考えたならメリットがないのじゃないかというところは、今後もどんどん、どんどん削っていただいってと言うとちょっと語弊がありますが、見直していただいて、必要なところはどんどん投資をしていただいって、町の中で経済が回るように、ことしもしていただければというふうに思っています。

今答弁の中にありましたように、町としても標準財政規模ですとか、起債の額が減っていることとか、補助金についてもすごい大幅な見直しがされているというような答弁をいただきましたので、今後も通常で事業仕分けなどをしなくても、もう事業仕分けをしたようなそんな予算編成になっていくのが当然の姿だと思いますので、今後もその辺についてはしっかりとやっていっていただきたいと思います。

それと予算編成についての時点での公開なんですが、今回の補正予算に上がっている葬儀に関しても、私は余り問題とと思ってないんですけど、予算書もらったときに初めてわかった。で、議員と市民が同じタイミングで知ったというところに不満を持っていらっしゃる方もおられるんですね。私はそれは問題ないと思っているんですが、市民と同じタイミングで議員が知ったからといって、それは議会軽視だとも議員を軽視しているとも思わないんですけども、やはり住民の皆様にもできるだけ早い段階で新しい事業については知っていただいて、それが新聞報道だろうがホームページだろうがいいんですが、それで議論する時間が長いほど、やっぱり多くの方からの意見も聞かれるでしょうし、議会としても責任のある行動がとれると思いますので、予算編成の公開についても、今後はぜひ検討をしていっていただきたいなというふうに思います。

国や県の方針がというようなお話もありましたが、予算編成を公開しているところもありますし、北海道のニセコ町などは職員向けの予算編成方針説明会を、議員も一般市民も見れるようにして、来年度はどういう方針でやるのかと、そこにどんな予算編成を考えているのかというようなことも市民と一体となってやっておられるようなところもありますので、そういうところも参考にしながら、今後もより透明感の高い予算編成にしていっていただければというふうに思います。

それと空き家についてなんですが、大刀洗町は平成20年で県内一低い空き家率だということなんですが、私も今の時点で特に空き家が問題というふうには思っていないんですけど、やはり高齢化が進んで、高齢者単身で住まわれているところで、息子さんや娘さんは県外に住んでいらっしゃって亡くなられた後にだれも面倒を見ないとか、だれも家の世話ができないとかですね、自分の生活が手一杯で、親が住んでいた前の家までなかなか修理とか保全とか維持もできないというような方も間違いなく今後ふえてくると思うんですね。そういうときに、先ほどは山内さんの質問のときに、できるだけ地域で植え木の管理などはしてほしいというようなことがありましたけれども、やっぱそういう組織づくりなども今後はしっかりしていかないと、1回そうやってしまるとどんどん人口が減っていくようなことにもなりかねないので、そこも今すぐには必要ないかもしれませんが、今後そういうことも起こり得ることを重々把握をしていただいて検討していただければというふうに思います。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 林議員の指摘のとおり、空き家については、いずれ比較的近いうちにそういう問題が出てくる可能性はあると思っております。なるべく早くそういうことに対応できるような体制はとりたいと考えております。

それから最初の質問の、予算の編成のことですが、とにかく今の予算の編成の仕方を急に改めてというのはなかなか難しいと思っておりますので、先ほども言いましたように、みんなに公開して、もっとみんなが関心を持ってもらえるようなことは考えないといけないと思っておりますけど、今後の課題というふうにしておきたいと思っております。

それで私としては、何と言ってでも、何と言ってでも健全財政を保っていくことは至上命題だと、そんなふうには思っておりまして、今余り大きな声で外には言ってないんですけど、いずれ財政の健全性が問われる時代が来ると思うんですね。だって、みんなは借金が多いところに住んだら、もう借金払いで大変なんですからね。そういうふうにならないように、子供たちに今の現役世代の借金を残さないようにするのが私たちの今の使命だと、そういうふうには思っております。

今後もしっかりとそういうことを考えて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） よろしくお願ひします。お金があるときは新しい事業もできるんですけど、やっぱり今後なかなかなくなっていくと、削るところもなくなって、お金もなくなるので新しいことができないというような悪循環になると、やっぱりどうしてもいけないので、自治体としても、私は収益性を上げるような事業をするのは、もうそういう時代に来ていると思うんで、どんどん、本当不必要なところは削減して行って、その集まったお金で新規のことをやって、地域の活性化のようなことがなっていけば今後もいいのではないかとこのように思っています。

なので、私もなんですが、町長もホームページや答弁などで、負担の先送りはしたくないと、しないように財政をしっかりとやるのが命題だというふうにおっしゃってますので、私たちも町長たちよりも大分年は下ですけども、やはりここでとめて、ここから下には負担はできるだけ残さないように皆さんと一緒に頑張っていきたく思いますので、公開とかなかなか難しい面もあると思いますが、その点についても先行しているような自治体もしっかり観察していただいて、これからもやっていただければというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。答弁は結構です。終わります。

○議長（長野 正明） これで林議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、4番、平山賢治委員、中央演壇からお願ひします。再質問については発言席からお願ひします。

4番 平山 賢治議員 質問事項

1. 公共工事の適正化について
2. 中学校の「武道」の安全確保について
3. 災害対策について

○議員（4番 平山 賢治） こんにちは。4番、平山でございます。午後のヤングコンビの2人目でございます。

また本日は、朝一から大変急いでやれというようなプレッシャーを表裏に感じておりますが、御答弁によりましては早く終わりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は質問は3点でございます。

1点目でございます。入札制度と公契約条例の検討についてでございます。この件につきましては、平成21年の12月議会でも取り上げたところでございます。この平成21年につきましては、最低制限価格の制度は、これが実施がされました。一部の公共工事については予定価格の7割から9割の範囲で最低制限価格を設定して、これを下回る入札額は失格とすると。これによって適正な入札額を確保するという目的であります。これは大変評価できるんですが、最低制限価格は設定されたんだけど、適正な価格で契約されたとしても、それが下請や孫請さんに適正に支払われなければ、この入札制度の本来の目的は達せられないのではないのでしょうか。

そこで今全国で、公契約条例というものが自治体で制定がされております。千葉県野田市がこれが最初でございますが、公契約条例といいますのは、自治体が発注する公共工事や業務委託で働く労働者の賃金保障を契約に盛り込むことで、労働者の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的としておるものでございます。これが多摩市議会の条例の第1条でございます。

このように、主に建設工事におきましては、適正な人件費の支払いを義務づけ、またそのことによって地元経済の振興や雇用を促進するものであります。またこの金銭の循環によって、地域の経済の活性化や税収の増も期待できるのではないのでしょうか。

前回の質問のときには、答弁はまだこの公契約条例については全国でも始まったところであり、今後、調査研究させていただきたいとのものでありました。今回全国で20を超える自治体が制定、または制定に向けて研究中であります。その後の御調査はどうか、見通しについて問うものであります。

また2点目に、この最低制限価格の価格の算定方法、今後の研究の見通しについても同時に答弁を求めます。

次に、2点目の質問でございます。今年度から全国の中学校で武道が必修化され、大刀洗中学校は柔道を選択したところでございます。これは、この武道の必修化につきましては、4年前、

2008年に、当時の安倍首相が「美しい日本」とかおっしゃって、武道を義務化したところであると認識しております。また、この理由はともかくとしまして、とりわけ柔道を必修の授業として行うことにつきましては、その安全が確保されるのか、不安の声が上がっているところでもあります。当の文部科学省もこの4年の猶予期間がありながら、ことしの3月に慌てて調査を始めました。現場からは要するにアクセルとブレーキが同時に踏まれたようなものだというような重さの声も上がっているところです。

柔道につきましては、名古屋大学の内田准教授の調査によれば、1983年からの30年間で、中学校の柔道の部活などでは117名が死亡し、275名に障害が残っているとの調査がございました。大刀洗町としては、今回の導入に当たり、安全の確保のためにどのような対策をとるのか、答弁を求めるものであります。

特に、第1に指導員の研修、2つ目に一部技の禁止などの指導要領、3つ目に体調管理など保護者への周知であります。

大きな3つ目でございます。防災災害対策につきましては、先ほどから複数の議員が取り上げているところでございます。地域の防災に当たっては、横の連携を構築し、立体的な計画が必要と思うがいかがでしょうか。

防災分野におきましても、実際には行政の縦割りの弊害がなかなか解消されず、実際の災害時に有効に機能するかが疑問に残るところであります。

例えば、昨年度も、震災の後に校区で自主防災組織をつくってくださいと。つくれば、まあ補助金をお出ししましょうということで大堰校区でも役職者で慌てて体裁を整えて備品を買わせていただきました。これは備品を買わせていただいたのは誠にありがたいことですし、またその後も防水訓練を行いましたけれども、この訓練も基本的には役職者を集めて一般の方には案内もしておりませんので、特に若い人もお集まりにならないという状況でございます。

毎年水防災練等も見せていただいていますのは、土のうに土を入れて積むというだけでも、また大変な作業だということでもあります。

こうした中で、例えば水害が発生したときに、どこの方がどこに逃げるか、だれが指示を取りまとめるのか、あるいは大地震の際はどうかと。また日ごろの訓練に当たっては、より多くの住民の参加や啓発を図り、若い世代も含めて広い世代を集めて実施すべきと思いますが、今後の町の取り組みについて問うものであります。

以上、大きく3点について、答弁よろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） 1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、平山議員の質問にお答えいたします。

まず公共工事の適正化について、契約などについてのことでございますが、公契約条例は平成

21年9月に国内で初めて、先ほど議員が言われましたように、千葉県の野田市で制定され、翌年2月に施行されました。当年12月には政令指定都市では初めて神奈川県川崎市で制定されております。

この条例は、低入札価格から生じる下請業者や業務に従事する労働者へのしわ寄せ、具体的に言いますと、労働者の賃金低下を招く状況を改善することを目的として、公共工事の受注者は労働者に地方自治体が指定した賃金を支払うよう規定しております。

なお、地方自治体が指定する賃金とは、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されています。

福岡県内においては、現時点ではどの市町村も公契約条例を制定しておりません。本町においても、特に公契約条例の制定について、検討や研究は行っておらず現段階において、条例制定については考えておりません。

といたしますのも、大規模な工事をやる予定はほとんどありません。今ある施設を維持管理していくので精一杯ですね。ですから、大規模な工事をやるところと違って、そういう必要性はないのではないかと、そんなふうに考えているところです。

続きまして、最低制限価格を決定する方法の研究でございます。平成21年度に国県から最低制限価格制度及び低入札価格調査基準価格制度について、適切な活用を行うよう要請があっておりまして、本町における最低制限価格の設定につきましては、建築工事において予定価格の7割から9割の範囲で設定しているところでございます。

なお、最低制限価格については、すべての建設工事に適用させているわけではなく、予定価格を大きく下回る入札が見受けられる大規模建築工事のみを対象として運用しているところでございます。道路改良や維持補修工事である土木工事などにつきましては、予定価格付近の入札が多いことから、現在のところ最低制限価格の適用は考えておりません。

今後も最低制限価格制度を適用している建築工事について、その入札状況を注視しながら、必要に応じて最低制限価格の設定ラインの変更など検討を進めていきたいと考えております。

次に、2番目の中学校の武道の安全確保について、これ私も答えないかんですか。

○議員（4番 平山 賢治） いえ、どなたからでも結構です。

○町長（安丸 国勝） そうですね。これは教育長が専門ですから、そちらのほうにお願いします。

次に、では3番目の災害対策について答弁をいたします。

きょう大体この時期になるとダブって災害対策の話が出るんです。大体できればまとめて一人でやってもらおうと何回も同じことを言わなくていいんですけどね。

本町の防災訓練につきましては、毎年4月に筑後川の河川敷において、三井消防署の指導により、消防団と町職員による合同の水防訓練を実施しておりまして、6月には町職員全員による災

害対策訓練を実施しております。本年は、福岡県防災危機管理局の指導のもと、災害対策本部設置運営訓練をドリームセンターで実施したところでございます。

また2年に1回の事業ではございますが、9月に豪雨や台風、地震災害などを想定した小郡・大刀洗地域防災訓練を実施しております。なお、この訓練には、消防、警察、自衛隊の防災関連機関や、自主防災会など多くの住民の方に参加をいただいているところでございます。

次に、各地域での避難訓練に関する取り組み状況について御説明いたします。

今日、自助・共助・公助による災害に強い地域社会づくりが求められているところですが、災害が起きたとき真っ先に力を発揮するのは、被災現場にいる地域住民でございます。日ごろから地域防災力を高めるための取り組みは重要でございます。こうしたことを踏まえまして、本年3月に町内4校区の自主防災会主催により、各校区の状況にあわせた形で災害時要援護者避難訓練を実施したところでございます。

自然災害は、同時に広い範囲において大きな被害を引き起こします。まずはみずからの命を守る自助が大切で、危険を感じましたら自主的に避難していただきたいと思っております。

さらに高齢者や障害者など自力で避難できない人たちを地域ぐるみで支援する共助の体制づくりが不可欠であり、日ごろから隣近所で声をかけ合い、いざというときは避難を手伝える人の輪や、地域の力が必要だと考えております。このことを踏まえ、現在、社会福祉協議会を核としながら、各校区における小地域協議会の協力のもと、災害要援護者支援台帳を整備しているところでございます。防災訓練や避難訓練の実施につきましては、各校区における自助、例えば河川や地形の状況が異なっておりますので、各校区で想定される災害にあわせた訓練を計画していただく必要がございます。

また、訓練を行うに当たっては、特定の層を対象とした訓練の場合を除き、子供からお年寄りまでの各世代が参加でき、多くの住民の方に参加いただけるような訓練内容を検討する必要がございます。自主防災会、町、消防署の関係機関で十分協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

災害対策というとな、大刀洗の場合は、先ほどもお話ししましたように、昭和28年の大水害以来、大きな被害を受けておりません。ですが、専門家の話によると、震度6ぐらいの地震は全国どこでも起こり得る可能性があるそうです。それから3年前ですかね、あの新型インフルエンザ、あれはえらい騒いだけど、その割に大したことなくてよかったですけど。そういうことも起こり得る可能性はあるわけですね。ですから、その訓練としてはきっちりやっておく必要がありますけど、それぞれのどういう災害を想定するかということを決めてやらないと、はっきり言うとはならないというかね。

例えば、大堰辺りを小石原左岸辺りの堤防が決壊するかもしれないところと、菊池校区と同じ

校区、同じことをしてもしょうがないわけですから。だから、そういうことできっちりとか何かこういう災害が起きたときにはということで決めてやったほうがいいのではないかと考えています。今のところ一番心配しておりますのは、小石原川左岸の決壊といたしますか、避難勧告等をまた出さなければならぬようなことが起きなければいいかなというふうにして一番今心配しているところです。

私のほうのお答えは、答弁はこのくらいにしまして、あとは教育長からお願いします。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、平山議員の質問の中学校の武道の安全確保について答弁いたします。

中学校の保健体育科における武道に関しては、昨年度までは第1学年は武道、ダンスから一つ、1科目を選択、第2、3学年は武道、球技、ダンスから2科目の選択でした。

しかし、本年度からは新学習指導要領の本格実施に伴いまして、第1、第2学年につきましては男女の武道必修、第3学年は武道、球技から一つ選択することとなっています。また時数もふえまして、従来1年間で8時間程度でございましたが、13時間程度にふえております。

大刀洗中学校におきましては、柔道を指導できる指導者の環境、充実した道場があるという施設環境、他の武道と比較して格安の道着であるという備品関係等を勘案いたしまして、柔道、剣道、相撲といった武道の中から柔道を選択いたしまして、安全確保に配慮した授業を計画しておるところでございます。

まず、1つ目の指導員の研修について御答弁いたします。大刀洗中には男性2名、女性1名の保健体育教諭がありますが、実際に授業に当たっている教諭は男女それぞれ1名の教諭でございます。

これらの教諭に対しての研修は、次の2点のようになっております。1点目は保健体育の免許をとる場合には、武道が必修であり、3名の教諭ともに履修をしております指導できるようになっております。2点目は、県の指導者研修において3名の教諭とも柔道、相撲の研修を昨年度までに受講して終了しております。

特に、柔道指導者に当たる有段者の教師につきましては、小郡、三井地区における柔道講習会での講師を務めるなど、高い技量を備えています。実際の指導に当たりましては、3年生では危険が増すことも考慮しまして、武道ではなく球技を行うこととしており、武道必修となる1、2年生の指導につきましては、柔道5段の男性教諭が武道、女性教諭がダンスを指導するというふうに、安全に配慮した体制を整えています。

以上のように、現時点での安全確保に向けた指導員の研修及び指導体制については問題ないと考えております。

次に、2点目の一部技の禁止など、指導要領について答弁いたします。

学習指導要領では武道に関しては技能、態度、知識、思考、判断の内容が明記されております。柔道の技能であれば、修得させる基本的な動作技や受け身の内容、態度であれば相手を尊重する態度や礼、さらには「蟹挟み」「河津掛け」をはじめとする禁止技が明記されているところであります。また、安全確保に配慮し、発達段階に応じて受身、固め技、投げ技の指導内容が構成されており、第1学年では受身中心、第2学年では受身、固め技中心、第3学年では受身、投げ技を中心に指導することになっております。なお、固め技につきましては、抑え技のみであり、絞め技と関節技については指導しないということになっております。

そして、3点目の体調管理など、保護者への説明について答弁いたします。

大刀洗中での体調管理につきましては、まず、朝のホームルームにおいて健康観察を担当が行い、出席簿に記録し、その出席をもとに各教科担任で生徒の健康状況を把握しています。

次に、柔道の授業開始前の黙想の時間や、授業中において生徒の体調について指導者が注意深く観察するとともに、体調の悪い場合については生徒が自己申告を行うよう指導しております。さらに、中学生は自己管理能力を身につけておく必要がありますので、学級活動や保健等の学習で健康管理の学習を積み上げています。

また、事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制などの対処方法については、学校としては緊急対応マニュアルを作成して、全職員で確認をしております。なお、武道場のAEDについても、まもなく設置することとしております。

保護者への説明につきましては、武道の授業が始まる2学期に学校長の「学校便り」を通して通知する予定になっていますが、大刀洗中では従来から、既に第1学年から柔道を選択させ、実績を積み上げてきておりますので、「学校便り」により説明することとしております。

以上で、平山議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 1回目の答弁が終わりました。再質問があればどうぞ。平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） それでは、1番目から順次再質問をさせていただきます。

まず、公共工事につきましてですが、先ほど町長が、今から大規模な工事はないから、それほど必要ないんじゃないかとおっしゃいますが、そうしますと、例えば今後大きな工事を行う場合については、公契約条例も、また必要になるんじゃないかと、そういうふうなお考えでしょうか。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 済みません。ちょっと私のほうから御回答をさせていただきます。

先ほど大きな工事というお話がありましたけれども、平山議員も御承知かと存じますが、大体この公契約条例というのは、公共工事というよりも労務提供型、いわゆる人件費率が高い、例えば清掃とか警備とか、そういった部分についてのしわ寄せという強い部分が実際としてあるとい

う部分で、実際に先行導入されてあるところも、まずそういった労務提供型のところから最低賃金より上回るというところの規定を設けているところが主であるというふうな理解をしております。

そういったことではありますけれども、今、典型的な例としては大阪市の地下鉄について、その清掃業務を委託して、その清掃業務を委託された本人が生活保護の申請をしたと、ワーキングプアの問題があったというところが象徴的なことでしょうけれども、要はそういうところについて本町があるのかということですので、そういったところは今のところ、まず、ないのではないかなというふうに理解しております。

実際、この公契約条例そのものが、大体憲法の29条の2項、ここに財産権の内容については法律でこれを定めるというふうな憲法の規定がございまして、さらにまた、地方自治法上で言いますと、最小の経費で最大の効果を得るような形で行政運営をなさいと、いうふうな規定もございまして、実際この公契約条例というものを用いますと、経費増高というのは免れないというところで、あとこういった法律解釈の部分もちよっと不透明なところがあるので、以上を申しまして喫緊に我が町のほうでそういったものが必要かというところを総合的に考えると、そこはまだ必要ではないんじゃないかなというふうなところで、回答されたというふうに理解しております。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 例えば野田市の公契約条例を拝見しておりますと、例えば予定価格が5,000万円以上の工事、また製造請負の契約というのが1項にあるんです。

そうしますと、大刀洗町が今後大きな工事が無いといっても、例えば学校なり町有施設の改修においては、例えば1億、2億といった予定価格の工事というのは、今後とも恒常的に発生するんじゃないかと思いますが、その点の認識についてはいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 私は、大規模な工事と思っているのは少なくとも5億円以上、5億とか10億とかそういう工事を考えておりまして、1億、2億はそんなに大規模な工事とは思っておりません。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） しかしながら、片方におきましては、そういった1億なり2億の工事で低価格での入札があつて、なかなかうまくいかない部分があつたと、大いに心配したところがあつたということから、これ最低制限価格というのが発生しているわけですね。

ですから、そのことにかんがみれば当然、ここに5,000万円と書いてありますが、1億ないし2億の工事が予定されるということは、こういったものをつくる十分な根拠といえますか、

必要性は私はあるというふうに見るんですけども、いかがですか。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 済みません、ちょっと重複して申しわけないんですが、その工事が大規模かどうかというところよりも、ちょっと申しわけないんですが、先ほど言いました法的に、今、順次進んでいるというふうな冒頭のお話がありましたが、まだ全国、その後20超というふうなお話がありました。これが多いか少ないかというのは、個人的なところがあると思いますが、必ずしも多いとは言えない状況かなというふうに理解しております。

実際に、私の理解するところですけども、公共工事よりも大体、労務提供型、要はしわ寄せを物品等じゃなくて、人の給料を削ることによって直接的に波及が及ぶというところが、そこが本当のワーキングプアにつながるというふうなところが、まずあるというふうに理解をしておりますので、そのところについて特段そういうふうな問題点は今のところないのかなと思っておりますので。

もろもろ考えますと、これが本当に必要なものということなら、国も法律でやはり定めるというふうな方向性が当然議論されて、まあ、議論は出ていると思いますけど、これが実際に制定されてしかるべきだと思うんですけども、まあ、20超というところで、うちのほうで法律も制定されない中で、早急に制定する必要があるのかというところは少し疑問に思っているところがございます。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 悪いことは見習わなくてもいいんですけども、全国の先進的な事例は大いに見習っていただき、まあ、必要がないという見方であれば、また違ってくるんでしょうが、例えばフェイスブックによる物品販売も全国でいくつでしょうか、3つですか、少ないですよ。そういう全国で、やはりまだ広がっていないということであれば、そういうものも、じゃ、どうなんだという話になってくるんで、本当にここは、特に先ほどの答弁で、一時的に費用が増高してくるだろうというのは、それはどこでもあるんですね。

しかし、それはなぜそこが実施した自治体がこれをつくったかという、一時的には当然、適正価格を分配することによって費用は一時的にかさ上げするけれども、それが本当に地域の活性化なり、地域の雇用を守るために必要なんだというところの理解に立って、これは行われているわけですよ。

ですから、一時的には確かに上がるかもしれない、今まで何かがたたかかれていた部分をきちんと指導するのであれば、しかし、それがきちんと税収なり地域に効果があるからこれをやっているわけです。これは、ぜひ御理解いただきたい。

それから、もう一つは法律上も内閣は、これは何ら問題はないというふうに答弁が行われてお

りますので、そのところを御注意いただきたいと思います。

それで、もう一つは設定している自治体は、どこでも第1条とかで地域の人たちにきちんと賃金が支払われる制度とか、ワーキングプアをなくすとかあるいは地域で仕事をという理念が大体うたってあるんですけども、そういう理念のあり方については、町長はどうですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 例えば今まで発注した工事で言いますと、大体1億以上の工事は町内の業者では、建築工事の場合、大体施行能力がないんです。ほとんど外部の方たちが取っていくわけですよ、受注して。そういう人たちは、大刀洗の人間をどれだけ使っているかという、ほとんどわからんとですね。

ですから、大刀洗の人たちを、住民をたくさん使うというのがわかっておれば、まだあれですけど、そのどれだけ何人使うかもわからんようなやつに、そんないろいろな労力をかけてまでやる必要はないと、そんなに私は思っています。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） どれだけ使うかというのを、いっぱい大刀洗の方がいらっしゃるからちょっとつくろうというの、また、違う問題だと思うんですが、どこの方が入るにせよ、町が税金を投入して行う公共工事なんですから、その税金を使った工事現場なり受注の現場で、労働者の方がきちっとした最低賃金以上の法律上の単価で働くというのは、これは発注者の基本的な責任だと思うんですよ。ですから、そこら辺はぜひ御自覚いただきたいと思います。

それから、もう一つはそうした下請けなり孫請けなり、発注相手先について、例えば公契約条例をつくった場合に、そうした人件費がきちっと支払われているかという管理というのは、実務としてはそれほど難しいものでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 今、建築の工事をやる場合に、うちにははっきり言って本当の専門家はいないんですね。専門家がないのに、そういうことを要求されても無理です。ですから、あなたたちの組織はいろいろあっちこっちにあるんでしょうから、大刀洗じゃなくてほかのところで行うように進めてもらったらいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 私は、ぜひ大刀洗でやれば当然、大刀洗の経済も浮揚するし、町長の株も上がると思うから、私はあえてここで提案をしているので。それこそフェイスブックなりを全国に先駆けてここでやっていただければ、近隣の市町村にも当然良好な影響を与えると思っています。

そして、2つ目でございますが、最低制限価格の算定方法については、先ほど7割から9割の

範囲内ということで答弁をいただいたんですが、これについては7割ないし9割という大きな幅の決定経緯といいますか、その辺についてはどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） その辺は、向こうの教育委員会の矢野課長が詳しいので、向こうに返答させます。

○議長（長野 正明） 矢野学校教育課長。

○学校教育課長（矢野 壽夫） 最低制限価格の考え方なんですけれども、いろいろ考え方はあると思います。

一つ、近隣を調べたところ、小郡市とかについては最低制限価格を公表した入札をやられているところもあります。それをすることによって、結局幾らで入札、最低の価格がわかりますので、最後は抽選というやり方になっている場合もかなりあるそうです。ちなみに、筑前町については最低制限価格は設けていません。

今回、うちが本郷小学校の入札を4月に行いました。おおむね2億5,000万円ぐらいのお金で、うちの場合、今回8割で設定をしましたがけれども、その8割の最低業者が今回契約をしたわけですけれども、ちなみにうちが最低制限価格を設けていなかったとしたら、それより低い価格の業者がいましたので3,000万円ぐらい、逆な言い方をすれば町がもうかったという形になります。

ですから、今回、Aという業者が例えば2億円で契約をしたと、もし、うちが最低制限価格を設けていなかったら1億7,000万円でBという会社が契約をしたと、で、町がどうだとか言う判断をすれば、最低制限価格を設けていなかったら、町は3,000万円もうかりましたと、逆の言い方をすれば、そういうことの考え方も一つあります。

それと、現在、平山議員が言われているように、下請けの業者に負担がいかないように、例えば最低制限価格を設けたり、先ほど言われる公契約条例を設けたりとするやり方も当然あると思いますけれども、先ほど町長が言いましたように、現在、大刀洗町についてはもともと110人ぐらいいた職員が80人近くになっておりますけれども、その中で、少ない人間の中でやっつけ中で、最終的には私たち建築について専門家ではありませんので、設計業者にいろいろ技術的な指導等を受けて、現在工事の手抜きがないように管理をしているわけですけれども。

先ほど言われた最低制限価格については、国のほうから建築の場合とか通知が来ておりますけれども、例えば直接工事費については0.7を掛けなさいとか、諸経費については0.8を掛けなさいとか、いろいろ基準があります。

ですから、うちの場合で、今回、本郷小学校の場合は8割に決めましたがけれども、この根拠については設計業者と協議をした結果として、8割であればそんなに下請け等にも負担のかからな

い範囲内のできるだろうということで設定をしております。

例えば国の通達のようにすれば、多分9割近くの最低制限価格になると思います。そうすることによって、例えば2億5,000万円の9割にしますと、2億3,000万円とかいうお金に多分なってくると思います。

そういうことで、先ほど言った、もし、うちが国のとおりにやっていたとしたら、2億3,000万、最低制限価格を設けなかったら1億7,000万円、おおむね6,000万円ぐらいの町の税金を余計に使うという別の考え方もありますので、これについては、先ほどから町長なり副町長が言っていますように、町としては、全国的な状況なり町の建築の技術者等を踏まえながら、今後、早急にはありませんけれども、随時検討をやっていくということで現在のところ考えているところです。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） まさにおっしゃったように、これまでは入札は最も低額で入札したものを落札者とし、要するに税金の支出の削減を図るとというのが入札の目的だったわけですが、ここやはり5年ないし10年ぐらいの間に、どうも一番安い価格で、もっとも原始的な入札方法で一番安いところに落とさせてそのままお願いしたのであれば、どうも経済的にもあるいは労働的にも、それから技術的にもどうもうまくいかないぞという反省が、この5年ないし10年に起こって、このような公契約条例なり最低制限価格の設定に結びついたという経緯が私はあると思うんですよね。

ですから、単純には裏から見ると、例えばこれだったら一番安く落とせば6,000万落ちたかもしれないけれども、それによるデメリット、技術的なもの、それから何よりも人件費的なもの、地域経済的なものに、これまでひたすら悪影響を及ぼしてきた。

そして、地域のあるいは中小業者が、この額では落とせないというところで、結局、弱肉強食の地域が食べられるような、あるいは町外の元請さんがもって行って、町内の下請けさんを雇うんだけど、全然採算割れするような価格でお願いするというようなことが頻発していたんだろうと思います。その反省の上に立って、今こういう提案がなされているわけですね。

ですから、その点は、小さい町は建築の専門家がないと言うけど、これは全国的に今から建築の専門家というか建築に詳しい部署というのを、むしろ逆にここで育てていくべきだと。とりわけ最近、地域活性化の名目で補助金が下りてくるのに、地域が全然、下請けたたきとかで活性化されないというのは本末転倒ですから、そこら辺は、ぜひ私は早急に御検討をいただくなり、育成していただくようお願いしたいと思います。

そして、先ほど答弁がありました最低制限価格の算定ですが、例えば国のお示しによれば、例

えば直接工事費が0.95であるとか、昨年またこれ改正され、ちょっと上がっています、現場管理費が。上がっておりますので、やはり全体的に見ると9割近くになると思いますが、実際はこれぐらいが適正なんじゃないかというのが国でも県でも見通しがあるんじゃないかと思いますが、これの国のお示しの数字というのは大刀洗町でこの最低制限価格を設定するに当たっては、それなりにこれは重視されている数字なんではないでしょうか。

○議長（長野 正明） 矢野学校教育課長。

○学校教育課長（矢野 壽夫） 国の変った基準について、当然私は知っています。それは当然ありますけれども、先ほど言いましたように、うちの場合は建築の専門家がいませんので、設計を委託した建築コンサル、そこと協議した結果として、今回は8割でも大丈夫だという回答をいただきましたので、8割で設定をさせていただいたところです。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 先ほどからも申し上げますけれども、一つはここは国の方針に基づいた算定に近づけていただくことと、もう一つは元請けさんに8割、9割という数字でお願いしても、それが結局行き渡らなければ、これが意味がないということを重々心にとめていただきたい。そして、急いで改善をお願いしたい、1点目は以上でございます。

2つ目でございます。指導員というか先生については、今度変わったということで大変柔道のベテランということでお伺いしておりますので、その点については今後とも適正な御指導をお願いしたいと思っております。

しかし、やはり今回はたまたま先生がそういうベテランの方ですけれども、実際には例えば柔道とかかわって来られなかった方というか、教員免許のときに必修でされる、そして武道が入ったときに研修されると、やはり何十人かの生徒さんを指導するには、やはり全く柔道の経験がない方が、もし来られた場合というのは非常にこれは不安があると思いますので、もしそういう状況があることになった場合のことも一つ頭に入れていただきたいと思います。

それから、2つ目に一部技の禁止でございますが、先ほどの答弁では1学年が受身をされて、2学年で固め技をされるというふうに、今伺ったんですが、例えば学習指導要領では、これは3年生ですかね、投げ技、大外刈りとかの投げ技も選択の要領の中に入っているかと思うんですが、これについては大刀洗としてはどのように何か対策はございますか。

○議長（長野 正明） 矢野学校教育課長。

○学校教育課長（矢野 壽夫） 先ほど教育長が答弁の中で言いましたように、大刀洗町で検討した結果として、1、2年生は柔道をやると、3年生については柔道をやらないということで決定をしているところです。

先ほど指導者の問題も若干言われましたけれども、指導者については、毎年もし柔道を続ける

ということで指導者がかわるということであれば、当然研修会等もありますので、そこらのほうに参加をさせたいと思っております。

それと、もう一点、うちのほうが平成20年度に国の文科省から委託を受けて、中・高等学校における地域連携武道指導実践事業というのを取り組んでいます。その中で先ほど平山議員の中にもちらっと出たと思いますけれども、例えば十分に指導できる教員がいなかったと、そういう場合については、そういう地域におられる人材を、例えばTTで入っていただくとか、そういうことも今後検討していく必要があると思っております。

ですから、そこについては状況を踏まえながら、現在の中学校の体育の教員で直接授業を行うのは、それこそ柔道5段のベテランでありますので、今年度はそういうことで取り組んでいきますけれども、そういう状況になったときには、TTなり検討していく場合も必要もあると思っております。

それと、基本的には柔道については、今回の指導要領の中では、簡潔に言いますと、まずは、当然体調管理時の十分にする必要があるのでありますけれども、まずは、初心者については当然、受身は十分必要だと思っております。それと環境の管理、うちは武道場が整備されていますけれども、例えば畳が破れてけがをすとかいう状況も出てきますので、そういう環境の管理、それと万が一、事故が起きたときの応急処理とか、どこに連絡するかそこらあたりを十分、まずは事故がないようにやっていますけれども、もし起きた場合は、そこらあたりも周知できるように、当然武道場に掲示をしながらやっていきたいと思っております。

それと、もう一点ですけれども、先ほど平山議員の質問の中で死亡者が百十何名とかいう話が出たように思いますけれども、うちのほうがちよっと把握をしている中では、平成の元年から平成21年度で、特に死亡とか重度の障害事故等があるのは、一番多いのは陸上競技関係が一番多いですね。その次に多いのが水泳関係、その次に柔道なりバレーボール等が入ってきますけれども、これはあくまでもそういう授業における場合の部分であります。

そのほかに、また部活動になると、また変わってきますけれども、うちのほうとしては死亡事故があったという話は、授業の中で死亡事故があったというやつは統計上ではないと見ています。平山議員が調べられた大学の先生等と、また若干統計が違うかもしれませんが、死亡事故はなかったということで、そうとらえています。

今回の柔道については、基本的には日本の古来の文化とか礼儀作法、そこらあたりを重点的にしながら、もし、遊びの中で投げられたときに受身ができるような部分を重点的に主にやっていきたい、なおかつ指導要領に合うような内容をやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（４番 平山 賢治） 私がこれ見ております資料は、主に部活動等での重傷事故だと思えます。そういった部活動を含めると、やっぱり柔道が抜きん出ているという数字ではなかろうかと思えます。

もう一つ特徴といたしまして、柔道につきましては頭部の損傷の事故が多いと、頭を強打あるいは揺さぶられた場合、その帰宅後に症状を発症するあるいは重症化するというような、タイムラグが非常に発生しやすい事案じゃなかろうかと思えます。

そこで、家庭への柔道はこういう特性がありますとか、頭部損傷の場合は家庭でこういう症状が出る場合がありますというのがあろうかと思うんですが、それについては先ほどは「学校便り」でということがありましたけれども、それについても「学校便り」等でお知らせするとか、あるいはもうちょっと周知をさせるとか、そういった点はどうか。

○議長（長野 正明） 矢野学校教育課長。

○学校教育課長（矢野 壽夫） 一応、先ほど教育長が答弁をしましたように、今年度については「学校便り」でやることでしております。今後、状況を見ながら、保護者に例えば説明会を開いたほうが良いという話等が学校等から上がってくれば、それについては今後検討していきたいと思っています。

ですから、できる限り先ほど言われましたように、当然、頭とか首とかそこが一番子供さんの障害等なりにかかってきますので、そこについてはそういうことがないように、当然子供の健康状態、それと指導の方法そこらあたりを踏まえながらやっていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（４番 平山 賢治） 私も中学校の頃柔道を授業でございました。それで年も年ですし、いろいろ目の届かんとところで、自己責任とかいろいろな無茶なことをやっておったなあという反省があるものですから、やっぱり多人数で必修でやるという点においては、安全第一を重々されているとは思いますが、安全の上にも安全の確保を第一に行われたいと思います。以上です。

最後の３点目でございます。防災につきましては先ほど町長から注文もありましたように、なかなかこれだけ質問が集中するというのは、緊急性が高いとか、非常に関心の高いところからございましょうから、これについては個々の一般質問もそうですけれども、例えば議会の全員協議会なり、委員会の中で総合的なものを専門的に話し合う機会も必要ではなかろうかと、ちょっと思ったところでございます。

それで、やはり先ほど答弁にもありましたが、どれだけ多くの方に例えば訓練とかで声をかけられるかというのが、今からの課題になってくると思いますし、やはり年に一回でも訓練のようなものに参加しておれば、何かが起きた場合に記憶が呼び戻されたりとか、風化させずに済むと

いう点もありますので、ぜひこの点については、今後の新しい防災計画とも含めて取り組みをお願いしたいと思います。

そこで、大堰につきましては、例えば学校と校区センターというのが隣り合っているわけなんですけれども、例えばこういう場合には学校と校区センターを一体的に災害防災、災害対策の拠点として整備するとか、そういったお考えもあろうかと思いますが、その点については何か具体的なものがありますか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） まず、水害についてのことで言えば、むしろ大堰の校区センターとか小学校に避難するよりも、自宅の2階にいたほうが安全ではないかというようなことも言っておりますので、そこ辺は何の災害に対応するかということを考えないといけないのではないかと考えています。

確かに大勢の方が避難する場所とすれば、大堰小学校とか校区センターとかそういうところになってくるとは思いますけど、今、もうすぐ区長さんたちを集めていろいろ協議をすることになっていますから、近々のうちにそういうことを検討しますけれど、例えば22年の避難勧告を出したときは昼間だったですね。ですから、まだよかったけど、これが夜中になれば、むしろそんなのを出すにしても、よそに逃げてくれというよりも、例えば平屋だけのところだったら、どこか近所の2階に逃げてくれとか、そういう細かい対応をしないといけないのではないかなと思っています。だから、避難勧告を出すというのは大変難しいなと思っています。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 確か大堰校区につきましては、校区センターはある。例えば三川は、もう水が来たら福田のほうに高いほうに逃げたいとか、あるいは守部も土手を越えてこっちには避難して来たらろうということで、大堰交流センターには多分大堰校区、水に関しては大堰交流センターは逆に危険があると、まあ、小学校の場合は2階等がございますので、また別のことになってこようかと思いますが。

大堰以外のところでも、例えばこの前の震災でやっぱり学校というのが最も頑丈であって、災害対応の拠点になるということが改めて国も認識したということで、学校施設に付随する防災機能強化につきましては、いろいろ国の補助金3分の1なり2分の1と、幾つかの補助制度というのがかなり充実していると思うんですけれども、これらを活用した学校なり地域防災拠点の整備というのは、今後とも御検討されるというのはありますか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） やっぱりこれからは一番大事なのは、小地域の助け合い、そういうことが一番大事だろうと思うんですね。社会福祉協議会あたりとしっかり連携をとりながら、そこ辺に

力を入れていきたいなと思っているところであります。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 私も地域に住むものとして、何かできるだけ起きないように、そして起きた場合には、できるだけ町内の方のお役にたてるような制度、いつでも小回りがきくような制度の構築のために頑張っていきたいと思っています。

学校補助金につきましては、例えば防災井戸ですとか、ミーティングルームですとか、プールの防災倉庫ですとか特殊公衆電話とかにつきましては、かなりの補助がつくような事業がございますので、ぜひこういった点も総合的に検討されまして、今年度以降の防災に当たっていただきたいと、この点をお願いいたしまして、私の今回の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（長野 正明） これで平山議員の一般質問を終わります。

これで一般質問をすべて終わります。

○議長（長野 正明） 以上で本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れでございました。

散会 午後2時22分
